

第 6 回 中央学院大学社会システム研究所講演会

日時：平成 24 年 12 月 15 日（土）13 時 30 分～ 16 時 15 分

会場：中央学院 100 周年大学記念館（本館）3 階 131 教室

佐藤 寛（社会システム研究所 所長） ただ今より、中央学院大学社会システム研究所第 6 回講演会を開催いたします。

初めに中央学院大学学長、椎名市郎よりまずご挨拶を申し上げます。

椎名市郎（中央学院大学 学長） 皆様、こんにちは。年の瀬のお忙しい中、またお足元が悪
い中、中央学院大学第 6 回社会システム研究所の講演会にご参集いただきまして、心より御礼
を申し上げる次第でございます。今日はお三方の先生にご講演を賜ります。

まず菊池敏夫先生です。今年の春に、今週ノーベル賞を受賞なされました中山教授と同じ瑞
宝章という勲章を受章なされまして、9 月に菊池先生の全国に散らばる教え子の皆様が集まり、
大変盛大な祝賀会が開催されました。菊池先生の長年のご研究と教育の成果は、私の大学の
ホームページにご紹介させていただいております。菊池先生は経営行動研究学会の現職の会長
であられまして、日大の名誉教授でございますし、私どもの大学院をつくるときに菊池先生に
ご指導を仰ぎ、大学院の研究科長を長きにわたってしていただいた方でございます。本日は瑞
宝中綬章の受章記念講演として「学問と人生―研究遍歴から思うこと―」についてのご講演を
賜るということでございます。

本日は、奥様とご息女がこの会場にお見えでございます。突然で申しわけございません、お
二人を皆様にご紹介させていただきます。（拍手）菊池先生はご家族を大変大切になされ、ま
たご家族の支えがあってここまで来たというように承知をしております。

次の講演者は、前消費者庁長官の福嶋浩彦先生です。8 月まで消費者庁長官でございました
が、現在、社会システム研究所の教授に戻られました。福嶋長官のこの間のご活躍の一端を
垣間見ることのできた退任の記者会見は私どもに非常にインパクトを与えるものでございま
した。国民や消費者の立場に立って常に行動したこと、官僚組織の中で異物であり続けたこと、
声の大きい特定団体の代弁者にならなかったことなどです。特に 3.11 の日本の歴史に残る大
震災で生じた消費者問題を、ここまで乗り越えられた福嶋先生には心から敬意を表するわけ
でございます。

また今回は特別スピーカーとして小熊智子先生においでいただいております。小熊先生は現
在も日本の消費者行政の中心的な役割を果たされている方でございます。福嶋先生在任中
は、小熊先生への信任が厚く日本国民の食の安全も含めて福嶋消費者行政を守られてきた方
でございます。お三方のゲストスピーカーをお招きいたしまして、これから講演をさせていただ
くということになりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

最後に、皆々様にアナウンスがございます。現在、千葉テレビが取材に来ておりまして、来



中央学院大学 椎名市郎学長

週の月曜日、7時から8時の間の千葉テレビの「ハピはぴモーニング」で今日の講演会の模様が伝えられるということでございますので、あわせてお知らせをさせていただきます。

年末年始平穏でどうぞよいお年をお迎えいただき、箱根駅伝のご声援もいただければ大変ありがたいと思います。ありがとうございました。(拍手)

佐藤 どうもありがとうございました。

それでは菊池先生よりご講演をお願いします。まず講演のテーマは「学問と人生 ―研究遍歴から思うこと―」。では菊池先生、お願いします。

●学問と人生―研究遍歴から思うこと―

菊池敏夫（社会システム研究所客員教授） ただいま過分なご紹介を学長の椎名先生からいただきまして恐縮しております。今日はまたお寒い中、また年末の押し迫った中を、皆さん多数ご来席をいただきまして大変恐縮しております。

私に与えられましたテーマは「学問と人生」という大きなテーマでありまして、今までこういうテーマでお話ししたことはありませんので脱線するおそれがありますので、脱線しないように簡単なレジュメを用意してまいりました。このペーパーに従ってお話をしたいと思います。

まず最初に、本日のこの講演の主な内容として大体四つの柱についてお話をしたいと思います。

一つは、「教育、研究の経験から思うこと」。先ほど学長の椎名先生からお話がありました、春の叙勲は瑞宝中綬章ですが、これは「教育研究の功労により」ということで、大体、大学の名誉教授で70歳から80歳前後の方が受章するもので比較的多くの方が国立大学または公立大学の先生なんですが、私は図らずも私立大学の教員を長いことやった者として受章いたしました。教育研究の長年の経験から若干気になることがありますので、それをまずお話ししたいと思います。

2番目に、「国際交流の経験から考える」ということで、いろいろな国の研究者および経営

者の方と交流をしております、その交流の経験から感じたこと、考えたことなどを取り上げてみたいと思います。

3番目に、「教育研究への増大する社会的要請」ということで、今の教育及び研究に対して厳しい社会的な批判、あるいは社会的な要請が提起されております。それに対して我々、教育に携わる者としてどういう対応を迫られているのか、どういう対応が必要なのかというような問題を考えてみたい。

最後の4番目に、「学問と人生」。こういう大きなテーマで語る資格が私にあるかどうかというのは疑問なんですけれども、与えられたテーマでございますので、この問題について若干感想を述べてみたいと思います。

このレジュメの3枚目のところに私の経歴がありますが、これはいずれも今日のお話に関連するものをピックアップしたものであります。

その最初に、「昭和4年1月に中国山東省青島にて誕生」とあります。あと15日（たてば）、私は1月1日の生まれでございまして、間もなく84歳になるわけです。この青島（ちんとう）というのは学生諸君なんかは、「ああ、青島（あおしま）ですか」と、「青島（あおしま）中学の卒業ですか」なんて言うんですね。いや、宮崎県の青島（あおしま）というところは海岸ですが、中学があるかないかわかりませんが本当はこれに仮名を振る必要があると思いますが。青島（ちんとう）というのは中国の山東半島の……地図で示しますとここに大連があり、旅順があって、その南に山東半島がある。この辺に青島があります。で、この辺が上海です。

この青島というのは、もともと第1次大戦の前に1897年に、曹州というところでドイツ人の宣教師が殺害されたという理由で、ドイツの軍隊がここを攻め、事実上ドイツが青島を支配し清国から租借。間もなくドイツはここに理想的な近代的、西欧的な都市をつくったわけです。

ところが1914年に第1次大戦が始まりまして、間もなく日本の軍隊がこの青島を攻撃してドイツを敗北させ、青島を占領します。で、（対華）21カ条という不当な要求を出して中国から大変反感を買って、五四運動が起こってくる。そういう事件に関連があったところです。

とにかく風光明媚な、東洋一と言われる海水浴場を持っている近代的な都市ですが、ここで生まれまして、中学に入ったときは昭和16年で、太平洋戦争が始まった年です。昭和20年の3月に卒業して、8月15日に終戦。だから私は太平洋戦争が始まった年と終わった年が、中学の入学と卒業の年になっているんですね。

この戦争が終わりまして、昭和20年の12月に日本に帰ってまいりました。帰ってきて、武蔵境というところの歯医者さんの1室を借りて、そこで家族6人で生活しました。その歯医者のおじさんが、「海外の中学なんか出たってレベルが低いから、大学に行くんだったら予備校に行かなきゃだめだよ」と言われた。それで「予備校っていうのはどういうところか」「連れてやる」といって、お茶ノ水の駿台予備校に連れていってくれました。

木造のバラックの建物で、そこで授業を受けたんですが、受けてみると私は中学のときに陸上部であまり勉強しておりませんでしたので中の上ぐらいのレベルだったと思うんですが、ところがテストをやると割合高いところに評価されるんですね。おかしいなと思って隣にいた受験生に聞くと、「いやあ、日本の内地の中学は英語は廃止になってるんだ」と。特に敵性語だと言うんで。鬼畜米英といって、アメリカとかイギリスの言葉を教えるなんてとんでもないこ

とだと。で、廃止になっていたと。だから「いやあ、うらやましいな」なんて言われて、テストをやると比較的上位に入っていたと思います。

合格して大学（早大）に入ったんですが、さて入ってみると昭和21年、戦争が終わった翌年ですが、第1外国語として英語、第2外国語は何をとろうかということで中国語をとろうと。中国に16年いましたので、まず普通の会話は一応自由にしゃべれたし、中国人の子供と間違えられるぐらいしゃべっていたんですね。大学の中国語の教室に入ってみると、これがまたものすごく入門的な初歩的な内容で、これじゃあしょうがないなと思い、とらなかった。第2外国語はドイツ語をとったんです。ずっとそれ以来、中国語を全く使わないで来たわけですね。

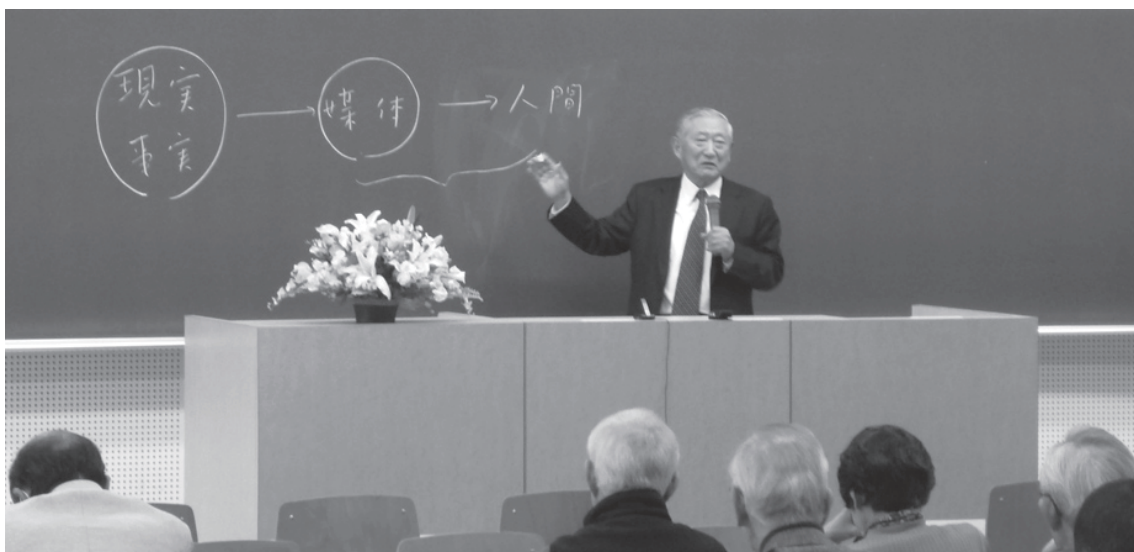
ところが1989年に帰国後初めて中国に参りました。これは南京の中国企業管理協会と社会科学学院から招請を受けて、三戸公教授とともに株式制の導入という主題で講演をしてほしいといわれ、訪中したときに中国語で講演をしたかったのですが、40年余りの間に文字も変わっておりますし、全く使っていないために中国語ではできず残念なことをしました。

結局、何事もずっと少しでも続けてやっていれば、必ず成果がある。継続は力なりという言葉がありますけれども、この私の中国語の経験から見ると、本当に少しでも続けていればよかったということを深く反省しています。

教育・研究の経験から思うこと

さて、ちょっと横道にそれましたけれども、第1の問題、「教育、研究の経験から思うこと」という問題に入りたいと思います。サブタイトルに、「重要なことは問題の現状、事実に対する正確な認識」とあります。この現実とか、事実というものが存在しておりますが、これを今はいろんな媒体としてのメディア、テレビ、インターネットなど色々な媒体を通じて、理解するようになっております。

実在している現実についてはほとんど知らないし、触れたことがないし、見たこともないのに、テレビ、新聞、雑誌、インターネットなどの媒体を通じて観察している。実在している現実ほとんどというか全く知らない。



フィールドワークの重要性を説く菊池先生

しかもその媒体がほとんど映像ですね。映像文明の時代になっていますから、ほとんど映像で見ているんです。実際に何が起きているかということは、見たり聞いたり観察したりしていない。長年私は経済学と経営学と両方の分野で研究をしているんですが、経済の現実、企業の現実というものを知らないで、媒体から得た知識で我々は判断をしているんじゃないかということを痛感しています。

ここでフィールドワークという言葉に注目したい。实地調査、観察とインタビュー、これは非常に重要な方法です。人間の目で直接見る、それから声をかけて聞いてみる。このことがいかに重要であるかということを痛感しています。もう随分昔の半世紀ぐらい前の話になりますが、1962年当時、千葉商科大学の教員をしておりました。そのときに証券研究部というサークルがあって、50人か60人ぐらいの学生がいて、今年の研究テーマを決めなければならぬというとき、当時京葉工業地帯という、千葉県に新しい工業地帯が形成されつつあったので、私もそこに何回か足を運んで論文を書いたことがあります。そこで学生諸君と一緒にもう一度調べてみようという気持ちになって、「こういうテーマでどうだ。京葉工業地帯についてやらないか」と言ったら、やりましょうと。私のゼミの学生はほとんどそのクラブに入っていたものですから、何チームかに分けて授業の合間に手弁当で、報酬なしで学生が各市町村に行って市の担当者や進出企業の担当者から話を聞きました。漁業補償の問題は漁業組合に行って取材。それから公害問題。実際に地盤沈下とかいろんな問題に直面してる、それを観察。五つか六つのグループに分けて調べました。

そして1962年の11月か12月に報告論文ができ上がった。この報告論文は、証券研究学生連盟の最優秀賞を受賞し、表彰され、大きな賞状を頂きました。学生と一緒に私も行動して、本当に事実をこういうふうに直接捉えることがいかに重要であるかということを改めて体験するとともに、学生諸君はこの体験を通じてこのことを認識したことと思います。

それを忘れていたんですが、1987年ごろ、フランス社会学の江沢先生が、私が日本大学に移ってからですが研究室に訪ねてこられた。初対面でした。その先生から「産業開発と地域社会の変動」という報告書を頂きました。これは実はフランスのパリ大学とリヨン大学で国際シンポジウムが開かれ、そのときに発表した報告書だと。この報告に対して大変高い評価を国際的に得たということでした。

実はあの学生の論文が参考文献に載っているんです。それをちゃんと指さしてくれて、この資料をごらんくださいと。見たら、「京葉工業地帯の現状について」という学生が書いたものでした。これは非常に有益な、大変貴重な参考文献として利用させていただいたということが書いてあるんですね。その報告書が出てからちょうど25年か26年ぐらいたっているんですが、やあこれはすごいなと思いました。

ただ、そのときの学生たちにぜひ知らせたかったのですが、知らせる方法もなく、私が会長をやっている経営行動研究学会の会報の巻頭言にこの事実を披露したことがあります。現実や事実を直接把握するということがいかに重要であり貴重な作業であるかということを示していると思います。

臨床知の重要性の認識

臨床というのは、英語ではクリニック（Clinic）と言います。臨床というのは何かというと、これは医学の対象である患者を観察する。あるいは触診、それからいろいろ聞く、インタビューする、問診ですね。つまり患者を直接診察することです。クリニックで直接触れて、観察して、把握できないものを検査する。検査は診察ではわからない限界的なところを補充するという役割を持っているわけです。

だから社会科学の場合も、経済の現実とか企業の現実には直接触れて、それでどうもつかめなところ、把握できないところはデータ、統計的なデータによってそれを検証するというのが順序だと思うんですね。それがどうもこっち側（データ）が中心になってしまって、臨床を忘れてしまっているんじゃないかということを痛感するわけです。

最近、哲学者の中村雄二郎という方が岩波新書から、『臨床の知とは何か』という本を出版されております。これはまさに私が今言わんとする問題を捉えたものです。哲学者ですから、より高度な思考の上に構築した理論なんですけど、言わんとするところはこの問題ですね。直接、学問あるいは科学、教育、研究、全てが臨床のほうを無視してしまっているんじゃないかと。もっと現実には近づく、あるいはそれを把握する努力をすべきじゃないか。

だから私は、若いころはできるだけゼミの学生を連れて経済活動の現場、工場、港湾、発電所、商店街など、いろいろな現実を見て考えるということをやっていました。これはぜひ今の若い先生方にやってもらいたいと期待しております。

国際交流の経験から考える

さて次に、「国際交流の経験から考える」というテーマに移りたいと思います。国際交流の経験といいますと、まず私自身の経験から言いますと、D・グラニック（David Granick）教授（ウイスコンシン大学）との出会いと交流があります。このグラニックという人が書いた *The Red Executive* という本があるんですが、これを1961年に『ソ連の経営者』という題で翻訳し出版したんですが、この本はどういう本かということ、ちょうど1960年代というのは米ソの冷戦の真ただ中にあるときですが、そのときに、このグラニック教授はアメリカとソ連の両方、彼はアメリカに住んでいるんですが、ソ連の工場に行って直接観察し、工場の管理者、現場で働いてる労働者、それから経営者、共産党の幹部に一人一人にインタビューをした。インタビューをして、それで実際の生産実績だとか生産性を測定したデータで裏付けて、ソ連の工場の経営者とアメリカの工場の経営者とはどういう点が違って、どういう点に共通性があるのかということ、まさに事実をベースにして書き上げた本なんです。

その本の中に一つの章がありまして、「ベールを脱げば仲間たち」という、こういう表現に私、訳して非常に印象に残っているんですが。ソ連というのは当時共産主義のイデオロギー、政治的には全くアメリカと違ったイデオロギーで国家が主導されている。アメリカはまた全然違って自由主義の思想で政治が動いている。しかしベールを脱げば、そのイデオロギーのベールをはがしてみると、工場の中でやっている生産活動や生産管理などは非常に似ているんじゃないか、労働者、管理者の生活や意見にも共通性があることを彼は指摘しているんですね。

私は私学研修福祉会海外派遣研究員として6カ月、欧米の大学、研究機関に滞在しましたが、

1967年にウィスコンシン大学に参りました。当時1ドル360円で、外貨の持ち出しも制限されているし、外国に行くにはインビテーションレター、誰か責任のある方からの招聘状がないと海外に出ることはできませんでしたが、グラニック氏に、実は海外研究員として海外に出るんだけど……と手紙を出したところ、ウエルカム、ぜひいらっしゃいという返事をいただいた。このインビテーションレターがあったので、渡米することができました。地図を画きますと、ここがアメリカだと、アメリカのこの辺になりますかね。これがウィスコンシンです。メディソンというのがウィスコンシン州の首府で、シカゴのそばにある。ウィスコンシン大学というのはメンドータ湖という大きな湖のそばにある州立大学で、大きな大学です。ウィスコンシンとかマディソンというふうに言いますけども、これでは通用せずウィスカンシンという発音、それからマジソンではなくメーディスンと発音します。

ここでしばらく滞在しまして、彼の研究方法、それから研究の態度、国際比較、経営の国際比較ということがいかに重要であるか。その国際比較をして違い、相互の異質性ばかり指摘しないで、共通性があるんだと、ほとんど同じようなことをやってるところがあるということを、彼は指摘したんですね。これは私の経営の国際比較をやるときに非常に重視している視点であり、違いばかりを探して相違性、異質性ばかり強調するのではなく、共通性、同質性というものもある必要があるんじゃないかと。これはグラニックから学んだことです。

グラニック教授はその後しばらく会わなかったんですが、1987年ごろに、私が前に勤めておりました日本大学で客員教授制というのがあって、海外の有名な教授を招いて、学生や研究者に講義をしてもらうという制度ですが、どなたか推薦して欲しいということになり、彼に手紙を出したところ、ぜひ訪ねたいと。ただその当時、1980年代というのは、中国の国有企業だとか中国の大学が世界銀行から融資を受けており、融資を受けるに当たって、中国の国有企業を調査したりする仕事を世界銀行から依頼されて中国に行ってるが、帰ったらすぐ日本に来られるということで、奥さんも一緒に来てくれまして、約1カ月間客員教授としていろいろなところで講演をしたり研究会に参加、指導したりしていただきました。1990年代に亡くなりましたけれども、私にとっては約30年近い交友で随分いろんなことを学んだ先生の1人であります。

日中企業管理シンポジウム

次に「日中企業管理シンポジウム」についてふれておきたい。私も中国で生まれて16年いたものですから中国に対して愛着があるんですが、たまたま中国と日本との間の企業管理シンポジウムというのをやっている団体で日中人文社会科学交流協会というのがありまして、有澤広巳氏が初代の会長で、その中に企業管理委員会（初代の委員長は高宮 晋氏）というのがあって、これが日本の窓口になって、中国のほうに中国企業管理協会（現在、中国企業連合会）という大きな団体があるんですが、これとの間にシンポジウムを中国および日本で交互に開催しています。その後は日中人文社会科学交流協会が解散し、経営行動研究学会が日本側の交流機関となっています。

今年8月に中国の合肥というところに参りました。安徽省の合肥という『三国志』にも出てくる大変古い町ですが、ここで第24回のシンポジウムが開かれました。

このシンポジウムでいろいろ思い出があるんですが、そのうちの一つは、北京で開かれた第7回のシンポジウム（1991年9月）だったと思います。日本側の委員長三戸公教授から日本の優良企業の経営者をぜひお招きして話をして頂きたいといわれ、たまたま私の青島中学の2年先輩にキヤノンの社長をされていた賀来龍三郎という人がおられたので、シンポジウムをやるんでぜひ協力していただけないかと言ったら、喜んで参加しましょうと参加してくれた。「キヤノンの経験、優良企業構想」というテーマで200人近い聴衆というか、中国の代表的な企業の経営者、大学教授を集めて講演をされ、大変高い評価を得ました。

この賀来さんに対する評価が高いというのは、大連に開発区というのがありまして、開発区の大体いま4割ぐらいは日本の企業がそこに立地しております。比較的早い時期にキヤノンはその開発区に進出して、1990年代に既に3000人の現地の従業員を雇っていたんですね。その近くにマブチモーターという会社があって、これが5000人の中国の従業員を雇っております。このキヤノンの経営方針が中国の経営者たちに大変高い評価を得ていたように思われます。

その経営方針というのは、そのときは詳しく説明されなかったけれども、日本に帰ってきて、日本大学の産業経営研究所というところでも講演をしていただいたんですが、そのときの考えでは倫理的な国家という、これから日本が世界に進出していくというか、伸びていく一つの方向というのは、非常に透明な企業と、賄賂も取らないし透明度の非常に高い企業、非常にクリーンな企業、簡単に言いますと、そうした企業行動によって高い評価を得ていくべきだというのが賀来さんの思想の中にあります。

一緒に北京空港に着いたんですが、賀来さんだけは北京空港の貴賓室というところを特に中国側が用意してくれて、そこに入っていた。我々代表团も後からそっちに誘導されて、貴賓室に入ることができましたけれども。高い評価を得ているということは、経営者として大変すぐれた構想、考え方、それから実績ですね、こういうものを中国が評価しているのではないかと思います。

モンゴル・日本国際シンポジウム

モンゴルという国は誤解されておりまして、つい最近もある方と話していて、モンゴルの話が出て「モンゴルは社会主義国じゃないですか」と言っておられるので、一般にはそのように誤解されているのかなと思ったんですが。

1989年、1990年、1991年、1992年、このころは社会主義体制が行き詰まって資本主義に転換した時期ですね。1989年というのは天安門事件。それから1990年、これはちょうどドイツのベルリンの壁が崩れた。東と西のドイツが統一した。1991年というのはソビエト体制が崩壊した。

モンゴルは1990年に自由化されまして、91年からは社会主義をやめて自由主義経済になった。92年に憲法が制定された。二院制じゃなくて一院制の75人ぐらいの議員で大統領制をとっています。完全に民主制の国家です。ただ、このころまではモンゴル人民共和国と言ったんですね。今はモンゴル国と言います。

モンゴル国というのは今人口が270万ですが、国土面積は日本の4倍の広さを持っています。内モンゴルというのがあります。内モンゴルというのは中国の領土です。外モンゴル、これが

モンゴル国です。この国の経済ビジネス連合のトゥブド・ドルジ（Tuvd Dorj）という会長（モンゴル国立大学教授、モンゴル科学アカデミー副会長）と我々の経営行動研究学会との間に、2000年の第1回以来ずっと定期的なシンポジウムを開催しております。

このモンゴルとの交流につきましても、いろいろな大きな成果があるんですが、レジュメのこの次の4番目のところに「「移行国」の共通課題について」というのがございますので、ちょっとそれについて触れておきたいと思います。

「移行国」というのは先ほど申し上げました時期に社会主義から資本主義、あるいは自由主義に移行した国、転換した国をさしております。

この国の中でロシアが典型的な国ですが、1993年に、ロシアのサンクトペテルブルグ経済大学とハンガリーのブタペスト経済金融大学、この二つの大学で日本の外務省の後援で国際交流基金の主催するシンポジウムが開かれました。

ここで私はその二つの大学で講演をしたんですが、これが1993年。ロシアはソビエト体制が崩壊したのが91年ですね。ハンガリーも大体このころです。特に依頼されたテーマが「経済発展と企業の役割」というテーマ。まだ資本主義になって2年しかたってない。そういう国の経営者、あるいは公務員、大学の先生及び学生たちが講堂にびっしり立錫の余地もないぐらい集まって、日本の駐サンクトペテルブルグ大使、それからハンガリー大使の方も熱心に聞いておられましたけれども、大変に熱気あふれる雰囲気でした。

質問も次々に出て、株式会社というのはどういう仕組みになっているのか。株主はどういうふうにして配当金を受け取るのか。取締役会はどうのようにして選ぶのか。そういう会社制度に関する基礎的な知識の準備が移行国の共通の課題としてあります。

今申し上げたように、モンゴルもそうですし、ハンガリー、それからロシアもそうですし、中国はちょっと違うんですが、中国は社会主義市場経済と言っているんですね。社会主義と市場経済と両方。しかし、それでも中国は1990年に上海と深センに証券取引所を開設しており、株式も上場している。株式会社制度が支配的な企業の形態となっています。

そういうことで、移行国の共通の課題というのは何かというと、まず株式会社をどうやってつくるか。2番目に経営管理、マネジメントというのはどういうふうに行うべきか、マネジメントのあり方。今までは全部国家がやっていた。それから3番目は、証券取引所を早く設立する。証券取引所の役割、これを明確に示すということ。4番目は、経営者・管理者を早く養成する。経営者・管理者がいないので早く養成しなければならない。そういうことがこの移行国の共通の課題であると考えられます。

そういう国に対して我々が協力できれば近代化を進めていくことと、あるいは経営管理の現代化を支援していくことを交流を通じてやってきたわけです。

教育研究への増大する社会的要請

「少子化、高齢化への教育の対応」という問題ですが、田中文部科学大臣が、少子化・高齢化しているのに大学をたくさんつくる必要はないと言って大学の設置を認可せず、しかし結局認可したというような問題が最近起こりましたね。皆さんご存じだと思います。

この少子化・高齢化に対してどういうふうな対応が必要なのかということを私なりに考え



菊池敏夫先生

ていますが、それはこの18歳人口。これは急速にはないけれどもどんどん減っていきますので、この18歳の人たちだけを対象とする学校経営というのはだんだん苦しくなってくるのは当然ですね。

それに対してもう一つ、18歳人口に対して社会人、それから中高齢者層といいますか、この人たちは、一旦会社を定

年でやめたけれども別のテーマで勉強したいという人がたくさんいる。一方会社に勤めているけれども、会社でやっている仕事に関する研究または別のテーマを研究したいと、そういう人がいますね。また子育てを終えた家庭の主婦のかた、それから留学生。これらの階層の人たちを抱えて大学が進んでいく必要があるんじゃないかと。既にそういう方向に向かってはおりますけれども。

そうするとこういう多様な人たちを抱える大学の教員組織は相当にフレキシブルでないとダメですね。いろんな知識を蓄積していないと対応できないと思います。特に社会人、中高齢者層というのは、大学に来る場合あるいは大学院に進学する場合は、この人たちは知識に対する強い必要性を持っています。その知識を何とかして習得したい、必要性が高いですね。

それからもう一つは向学心というか、学ぶ。これは親のすねをかじるんじゃなくて、自分で働いて自分の所得で、学校に来るんですから、必要性、向学心が極めて強い。

例えばこういう例としてどうかと思いますが、1980年代に私がある学会で、アメリカの企業に対する法規制、レギュレーション（regulation）がどういう影響を与えてるかということについて研究発表をしたことがあるんですが、その研究発表を聞いていた先生が、ダイエーの創業者の中内功さんにそれを話したところ、中内さんが早速秘書を通じて私のところに電話をかけてきて、この間学会で発表したテーマと同じテーマでぜひ話を聞きたいと。そしてホテルニューオータニの中華料理の店で何月何日に待っていると。

何しろ中内功という方はものすごい勉強家だということは知っていましたので、突然の依頼で私も緊張しました。中内さんは朝早く起きて新聞・雑誌に目を通し、いろんな文献を読み通しているということは聞いていましたので、これは大変なことになるなと思って一応覚悟して行きましたら、ちゃんと黒板が用意してあるし、中内さんは大学ノートを開いて待っている。

それで、アメリカの1960～1970年代ごろから始まるレギュレーション、これがどういう影響を与えているか。例えば法規制の強化、拡大に対応して大企業には法務部という部門があって、多いところでは200人ぐらいの弁護士資格を有するスタッフを抱えているんですね。それ

がいろいろと分担して法律に対応しているんですが、そういうことをやるために企業のコストが高くなって競争力が低下してきている。それで1980年代の初めからレーガンがデレギュレーション（deregulation）という、法規制の緩和という政策に踏み切っている実情など、そういうことを具体的な例を挙げてお話をしたんですが、中内さんは一つ一つ、「その本は何年に出版された本で、出版社の名前を教えてください」とか、「著者はどういう方ですか」と質問をして、確認して、ノートに書いておられた。大学ノートに大体7～8ページにノートしていたんじゃないですかね。

で、もう間もなく時間も来て終わろうとしましたら、秘書が「社長、飛行機の時間ですよ」と。飛行機の時間というのは何ですかと言ったら、ハワイに行ってアラモアナショッピングセンターの買い付け交渉のために行くんだと。そのために理論武装というか対応を準備する必要があるんで、先生のお話を聞きたいと。そして「飛行機の時間までまだちょっとあるから、あと30分お願いします」と言われて、そういうものすごい向学心というか、知識に対する強い必要性を感じました。

こういう人たちが社会人の学生の多数を占めることになる。18歳人口の学生のニーズに対する対応に加えて、社会人の真剣な態度に対して大学はどういうふうに対応するか。さらに留学生のニーズ。大学の教員もよほど覚悟を決めないと、この新しい社会的要請に、新しいニーズに対応することが大変重要な課題ではないかと思います。

「研究内容の社会的意義、社会還元」ということはよく文部科学省の研究費、あるいはいろいろな財団の研究費の募集に、社会的意義のある研究に限って研究費を支給すると、それは当然のことではありますが、また社会還元がされるような、そういうテーマに対して研究費を支給するというふうになっておりますね。これはもう当然のことです。

当然のことではありますが、本当に社会的な要請に基づいて研究がなされているのかということについて疑問を持っております。

例えば1980年代の後半から1990年代、2000年に入ってから世界失業率は世界各国、先進国の間で下降しませんね。下がらない、上がる一方ですね。それはジェレミー・リフキン（Jeremy Rifkin）が書いているのを読みますと、結局、研究開発とかあるいはイノベーションというのはみんな労働節約型じゃないかと。労働を節約する研究が推進されているから、その結果その技術を採用し失業者が増えるようなことになる。その結果はどうなるのか。

21世紀初頭には仕事がなくなるということを、ジェレミー・リフキンは*The END of WORK*、仕事の終わりという本（邦訳『大失業時代』（TBSブリタニカ））の中で書いていますが、これに対して例えば企業としても経済政策としても、それからまた研究テーマとしても、どうやって雇用を創造するかという創造型のビジネス、あるいはそのシステム、市場を開拓していくような研究、及びそういう技術・システムに対する研究というものの推進、支援が特に必要になっていると思います。

最後に、＜Cool Head but Warm Heart＞という言葉があります。これはどんな研究、あるいは研究・教育でも cool head（冷静な頭脳）、冷静な頭脳で研究されるのは当然ではありますが、それを支えるものは warm heart（温かい心情）ですね。

これはアルフレッド・マーシャルというイギリスの経済学者ですが、彼はロンドンの貧民窟

を訪れて、この貧しい人たちをどうやって救ったらいいいのか。ここで1ポンド彼らに恵んでも解決しない。しかし何とかして解決する方法はないものかという warm heart（温かい心情）をもって研究室に入り、そこで cool head（冷静な頭脳）でその処方箋を書くということが研究者の態度ではないか。

ノーベル賞を受賞された山中教授が iPS の研究に着手する動機というのは、臨床医として難病に苦しむ人を何とかして救わなきゃいけないという warm heart が原動力になって、この iPS の研究が推進されたというふうに本人が語っておりますが、これこそ研究者の望ましい態度ではないかと思います。

学問と人生

さて、時間がなくなりまして、最後に「学問と人生」。というより人生について私は、先輩とか友人とか教え子の諸君、ここにも来ておられる方々のおかげで今日まで大過なくやってきたんですが、大過なくやってくるに当たって何か支えているものがあるのかというのは、別に支えているものはありませんけれども、ここに「箴言二つ」と記しておきましたが、その一つが「淡成甘壊」。淡成甘壊というのは、淡々とした交流。淡々として水のごとき交流は長く続いていき、そして成果をおさめますが、甘い関係、教師が甘い点数をつけると学生はだめになりますし、また、銀行が審査を甘くすると借り手もだめになるし、貸し手も資金が回収できなくなる。だから甘い関係というのはお互いに崩れていく、崩壊していくと。だから淡なれば成り、甘なれば崩れると。

一橋大学の校友会は如水会とありますが、「君子の交わりは淡々とした水の如し」という。私は一橋大学の出身ではないけれども、これが淡成甘壊の原理であり、そういうことを心がけており、学生に色紙を求められると、よくこういう言葉を書いたものであります。それは自分に言い聞かせているわけです。

もう一つは、「自分には厳しく他人には思いやりを」。これは、どうも自分が甘えてしまう癖がありますので、自分には厳しく他人には思いやりをということ。ただ、年齢によってだんだん考えが変わってくるんですね。しかし、今のところ、「自分には厳しく他人には思いやりを」ということで、何とか大過なく今日まで暮らしてきたと思います。

多くの人との交流というのが大切であること、自分1人で何かを達成したというようなことはほとんどないですね。振り返ってみると誰かが必ずヒントを与えてくれているか、現実の問題が示唆を与えてくれたり、文献上かあるいは参考になるような助言をしてくれるか、あるいは支援をしてくれるということで、そういう意味で多くの方々のおかげで今日までやってこれたと感謝しております。

大変雑なお話でございましたけれども、一応時間が超過してまいりましたので、これをもって私のお話を終わりたいと思います。どうもご清聴ありがとうございました。（拍手）

佐藤 どうも先生、ありがとうございました。大変幅広いご講演をありがとうございました。それでは会場から質疑応答を二、三受けたいと思います。質問のある方は、お名前、または所属を言っていただければ幸いです。よろしくお願いします。どなたかおりませんか。

滝口 私、近くに住んでいる滝口と申します。貴重な国際交流を通じた講義、どうもありがとうございました。私も樺太生まれで、もちろん私、先生みたいに16年間も住んでなかったのですが、戦後とともにすぐ来たんですけどね。非常にそういった意味の親密な気持ちを抱いて聞かせていただいたんですけども。先生の中で、ちょっと今話題になっていることについて先生がどんなふうに思っているのかをちょっとお聞きしたかったんですよ。

まず先生は講義の中で、イデオロギーのほかはみんな同じですよと、考え方は同じですよということと、あと、問題点ばかり指摘しないで共通点を探しなさい、これなんかすごく非常に勉強になったんですが。今、話題になっているということは中国の話なんですけど、中国が日本にとって非常に脅威だと、敵対されている、経済的に非常に影響を与えるということで非常に中国が問題にされてるんですけども。先生が講義の中で言われた現実といったものを捉えて、実際に今の日中関係を改善するためにはどんなふうにしたらいかなという考えをちょっとお聞きしようかと思ったんですよ。現実というものに基づいてですね。講義の中でも、さっきキヤノンのお話が出て。中国の方はクリーンなことを一応好んでいるという話をされていたんですけども、どうもニュース等で媒体を通じますと役人の汚職とか、非常に汚いような社会のイメージが見受けられるんですけども、実際どうなのか。これから日中関係を改善するにはどこを気をつけたらいいのかということ、ちょっと参考としてお聞きしたかったんです。以上です。

菊池 はい。明日は選挙でありまして、この問題は非常に難しい問題ですが。ただ、私の体験から言いますと、中国の企業管理協会、今は企業連合会と言いますが、この人たちと今年の8月に向こうでシンポジウムをやりましたけども、一切そういう反日感情はないですね。

それから、今から4年ぐらい前に、合肥には中国科学技術大学という中国で最もレベルの高いと言われる大学があり、そこの大学院の社会人コースで講演することになり、当時、反日運動が北京や各地で起こっておりまして、何かおかしい質問があったらすぐ中止させますから、もしそうした質問があったら答える必要はないというようなことを学長から言われたんですが、でも全く反日的な質問はなくて、専門的なことばかりでした。そういうことで私たちと実際に交流をしている、参加している人たちは全く問題ないと思います。

例えば大連では、反日運動はほとんど起こらなかったといわれていますね。大連には多くの日本企業が進出しており、そういうところがたくさん現地の人を雇用していますし、事実そういうトラブルを起こすと、かえって自分たちに影響が及ぶということがある。我々がやっているこういう民間の国際学術・文化交流というのはいかに重要であるかということを感じますね。

それから尖閣問題は今まで長いこと棚上げにしてきたわけです。そういうところは、世界のいろんなところにあり、すぐにも発火点になるようなところは世界にたくさんあるけれども、今はそういう問題を取り上げない。それは全て外交と政治の仕事ですね。外交と政治の仕事はトラブルを起こさないようにすることではないですか。我々は民間のレベルで相互の信頼をベースにやってみる。一切そういう問題はないというふうに思います。

お答えになったかどうか分かりませんが。

滝口 はい。ありがとうございます。

佐藤 よろしいでしょうか、はい。

滝口 はい。ありがとうございます。

佐藤 もう1本、短いご質問はありますか。どうぞ。

坂本 中央学院大学法学部行政コース行政研究室3年の坂本孝之です。本日は貴重な講演をありがとうございました。一つ質問があるんですけども、千葉商科大学時代、学生とフィールドワークをなさったということで、事実以外に学んだものは何か。もう一つ、先生はそのフィールドワークで学生たちに何を伝えたかったのかをお答えしてもらえればと思います。

菊池 ちょっと、どういうことですかね。

佐藤 要するに、千葉商科大学時代に先生がフィールドワークをしましたよね。その時に、学生たちとは何かを学んで、学生に何かを伝えたことがありますか、フィールドワークで。

菊池 ああそうですか、はっきり聞きとれなかったもので、どうも失礼いたしました。

そのときは、やっぱり現実を直接足で歩いて調べ認識することが大事なんだということですね。これは、みんなそれに参加してくれて、それを教えたつもりですが。それが一番大事なことです。それともうひとつは、ただそういう方法で調べるだけでなく、その調査結果を公式の統計、県や市が出している統計がありますね、そういう公式統計で裏づけるということですね。その二つは教えたと思います。

坂本 ありがとうございました。

佐藤 よろしいですか。

坂本 はい。

佐藤 それでは、質問はこれで打ち切りといたします。最後にもう一度、先生に大きな拍手をもって。先生、ありがとうございました。（拍手）

菊池 どうもありがとうございました。

佐藤 それでは、47分より福嶋先生、または小熊様の講演を聞きます。約10分ほど休憩させていただきます。

（休憩）

佐藤 それでは引き続き福嶋先生の講演を行いたいと思います。テーマは「生活者の視点で社会をつくる」。なお、途中でゲストスピーカーの小熊智子様が入りますので、ご了承ください。経歴につきましては、皆様のお手元にありますので。また、もう今さら福嶋先生のことはあえて言う必要もないかと思います。ご存じだと思います。それでは福嶋先生、よろしくお願いします。

●生活者の視点で社会をつくる

福嶋浩彦（社会システム研究所教授） 皆さん、こんにちは。福嶋です。どうぞよろしくお願いします。今年8月まで2年間、消費者庁の長官を務めておりましたけれども、任期を終わって、大学に戻ってまいりました。どうぞよろしくお願いいたします。

最初の学長の挨拶の中で触れていただきましたが、消費者庁長官の退任会見のときに、「2年間、官僚組織の中の異物でいることを心がけた」と言ったんですね。私は別にすごいことを言ったつもりは全然なくて、普通に言っただけなんですけど、「異物」というのがどうもインパ

クトがあったみたいで、異物というのだけがひとり歩きしていろんなところに伝わっていて、異物、異物と何かとんでもないやつだと思われる方もあります。

異物というのは別に、とんでもないやつと言っているのではなくて、官僚組織の中だけで通用する常識、あるいは官僚組織のしきたり、そういったものに対して、普通の国民の目線で疑問を投げかけ、異議を唱えていく者、それを「異物」と私は言ったつもりなんです。

だから別に、外から入ってきた者だけではなくて、今日、小熊さんが消費者庁から来てくれています、小熊さんはずっと国家公務員ですけども、私は小熊さんも本当に良質な異物だと思っています。勝手に異物仲間にして申しわけないですが、とてもいい異物だと思っているんですね。そういう、本当に国民の感覚を持って官僚組織の中で頑張っている人たちも、少数かもしれないけれど存在しますので、そういう人たちを国民の立場から応援できたらいいなと、今、民間に戻ってきて思っています。

今日のテーマは「生活者の視点で社会をつくる」です。明日、総選挙の投票日ですけども、生活者の視点で社会をつくってくれる人を選ぼうと言っているのではなくて、生活者の視点の社会を私たち生活者自身でつくろう、というお話をしたいと思っています。

これから私たちの社会が直面する一番大きな課題は、人口減少だと思います。今まで私たちの社会というのは、ずっと人口が増えてきました。歴史的に初めて私たちは、人口が減少する社会を迎えているわけです。一方で、社会に目をやると物はあるふれています。人口が減って物があふれているんですから、全ての価値の基本に経済成長を置くような発想というのは、私はもう通用しないと思っています。

今まで私たちはずっと、あらゆるものが増えることを前提にして、社会の仕組みをつくってきましたし、私たちの頭の中もそういう発想で来しました。これをそのままにして人口が減ったら、私たちの社会は潰れると思うんです。けれども、発想を根本から変えて、質を高めながらうまく小さくしていくことができれば、これができれば、私たちの社会は新しい可能性を持っていると思っています。

地域社会を大きくしていく、地域のサービスも経済の仕組みも、いろんなものを大きくしていくというときは、国の成長戦略にうまく乗ったほうがうまくいくことはあったと思うんです。これまでも、私はずっと自治・分権と言ってきましたけども、それでも、大きくしていくときは、やっぱり国の成長戦略にうまく乗らないと、結果、うまくいかないということはあると思います。

でも、また後で話しますが、小さくしていくときはどうか。特に、質をきちんと高めながら、いろんな意味でうまく小さくしていくというときは、国の戦略に乗かってということは全く成り立たないと思っています。うまく小さくしていくときは、私たち地域で生活する者がいろんな知恵を出しながら、そして自分の頭で考えながら、そして自分たちで責任を負って、地域の将来像を設計していくしかないと思うんですね。そういう意味で、自治とか分権というのが、これから本当に必要な社会になってくると思います。

地域社会をうまく小さくしていく。もちろん大量生産・大量消費の国民経済全体をどうするかとか、成長自体が悪いことだと言っているわけではありませんから、医療、介護、あるいは環境、今までと違う新しい成長分野をどうつくるかとか、そういう課題はもちろん、私たちの

大きなテーマとしてあります。

ただ今日は地域社会のことを中心に話をさせていただくと、人口が減るんですから、うまく質を高めながら小さくしていくことがどうしても必要だと思うのです。そのトータルな設計図を描けている地域は、まだ一つもないと思います。それをやった人は、まだ一人もいません。問題意識としてはかなりみんなが持ち始めていますけども、これから私たちが取り組まないといけない課題だと思っています。ただ、個々には、いろんな取り組みが出てきています。

地域の質を高め、小さくする

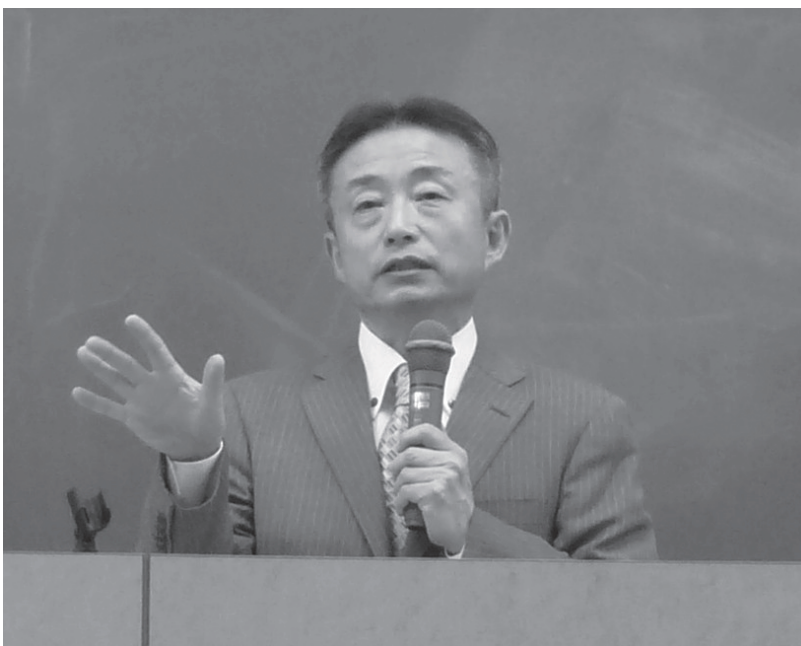
例えば、先日、トンネルの事故が起きましたが、インフラだけでなく公共施設もどんどん老朽化してきていて、一気に更新の時期を迎えます。今ある公共施設をみんな更新していく、建て直していくということは、これは無理なんです、財政的にも。ちゃんと試算した自治体は、はっきり無理だということを認識しています。

だから、千葉県では習志野市が、公共施設再生計画の基本方針をつくりました。この一番のポイントは、人口減少もにらんで、公共施設の数減らすということです。数を減らしていくんだと。ただし機能に注目して、その公共施設が持つ機能はできるだけ地域社会の中で維持していく。つまり、多機能の施設にするとか、複合化するというような手法も使って機能は維持して高めていくことを一方で考えつつ、公共施設の数減らしていくという再生計画基本方針をつくりました。これも、私は先進的な取り組みだと思います。

複合化する、多機能化すると、結構そこで質が高まるということもあるんですね。私は市長のとき、あまり箱物をつくりませんでした、つくった数少ない箱物の一つで、生涯学習センター・アビスタがあります。これは、市民会館の中にあった図書館と、それから、もうぼろぼろだった中央公民館を一緒にして生涯学習センターにしたんですが、良い図書館が欲しいとずっと活動してきた人たちは、やっぱり独立したちゃんとした図書館が欲しいというのが夢で

したから、やっと市民会館から出るとしたらまた複合施設かと、そういう批判も確かにありました。

でも複合化してみて、いろんな効果がありました。生涯学習センター・アビスタの公民館部分を使って何か学習をやる人って、必ずしもふだん図書館を使っていたわけではないんですよ。だけど、すぐ隣にというか、同じところに図書館があるので、いま話を聞いた講師の書いた本を、じゃあ探してみるかとか、活



福嶋浩彦教授

動の中で出てきた疑問を、インターネットでも調べられるけど、ちょっと図書館で実際に資料を当たってみるかとか、司書がどんなアドバイスをしてくれるか尋ねてみるかとか、そんな利用もできるようになったんです。

それから、図書館を利用する人が必ずしも地域でいろんな活動をやっている人とは限りません。わりと1人で図書館を利用する方も多いわけです。アビスタをご存知の方は多いと思いますが、できるだけ各部屋の活動を外から見られるようにしました。ウインドーショッピングみたいに、道路からも見えますけど、建物の中でもなるべく見えるようにした。だから図書館を利用した人が、何かおもしろそうな活動をやっている風景を見る。そうしたら、何かちょっと自分も、じゃ参加してみるかとか、そういうきっかけになるということもあるんですね。

これは一つの例ですが、複合化することによって質を高めることもできる。公共施設を減らしていきながら、そうやって質を高めていくことが大切だと思います。

それから、これはすごく大きな課題になりますが、原子力発電や火力発電のように大規模な発電をして遠くまで電力を配るという仕組みから、もっと地域の中で、風力とか太陽光とか、あるいは小型の水力とか、地域の中で発電をして、地域で使っていく。自然エネルギー、再生可能エネルギーを地産地消していくという仕組みにシフトしていくということは、とても大事な課題だと思います。もちろん、火力発電まで含めて即時廃止というわけにはいかないでしょうけども、方向としてそちらに向かわなければならないというのは大きな流れでしょう。これもエネルギーを、地産地消の小さな仕組みにしていこうということだと思うんですね。

それから、私は全然専門ではないんですが、日本の林業も大きな転換を迎えていて、新たな試みが始まっています。中山間地が荒廃してきた。限界集落がすごく大きな問題になっている。やっぱり林業の衰退と中山間地の衰退は、間違いなくつながっているわけですよ。

日本の林業というのは、山を持っている人が自分で営んでいるのではなくて、昔はそうだったけども、今は山を持っている人はほとんど、間伐などを森林組合や企業にみんなで委託をして、それを請け負った者が多額の投資をして大規模化して、集約・効率化して、大量に原木を切り出す林業をやっているという姿になっています。

木材の価格が高いときは、それでペイしていたけども、だんだん木材の需要が少なくなってきたら価格も下がってくると、それでは採算が合わなくなってきました。だけど、だからといって、やり方を変えるわけにはいかない。もう投資してしまっていますから。採算が合わないと、ますます木をたくさん切り出さないといけない。大量に売らないといけない。ということで、どんどん余計に木を切り出す。

そうすると、山が荒れてきた。大雨で土砂災害なんかがすぐ起こるようになってしまった。価格が下がっているところにどんどん原木を切り出すから、価格破壊もさらに進む。そういう大規模な林業というものが、山林破壊と原木の価格破壊を同時に生み出すという悪循環になってきた。だから、あらためてもう一回、自伐（じばつ）式と言うそうですが、自分の山を自分で育てて、小規模な機械で、持続可能な範囲で自分で林業を営んでいくという自伐式林業が見直されてきた。

もちろん、単純に過去に戻すのではなくて、地域でバイオマス活用したり、NPOと連携したり、いろんなことをやる。そういう林業が今、注目をされている。土佐などでとても先進的

な取り組みが進んでいるようですが、これもやっぱり、一つの経済の仕組み、地域の仕組みを小さくしていくということなのだと思います。

それから、最も大きな問題の一つは、やっぱり介護、医療の問題です。ここだけは人口が増えます。高齢者人口は、30年の間は増えるんです。その先へ行けば、50年たてば小さくなってバランスのとれた人口構成に向かうわけですが、その間どうするんだというのは、一番難しい課題かもしれません。

だけど、ここも人口が増えるから大きな仕組みにしますという話ではないと思います。国の制度は、介護なら介護で介護保険というでっかい仕組みをつくって、医療なら医療ということで医療保険のでっかい仕組みがあるけれども、地域においては、一人の人が医療と介護を全く別々に使うということは、普通、ないわけです。使う人は一緒に使うわけです。だから、もっともっと両方を共通化して、連携させて、そういう意味ではスリムな、効率的な、本当に必要な人に必要な医療や介護を届けられる仕組みを地域につくっていく。こういう視点が大事だと思います。さらに、障害者の人たちと高齢者の人たち、あるいは子どもも含めて、共通化できるところは共通化していく。

いくらでも事例はありますが、ちょっと時間がないので、それは省きますが、共通化することによって、また質を上げていけるんですね。誤解のないように言っておきますと、介護保険と障害者サービスを全部一緒にしちゃえと言っているわけではないですよ。共通化できるところは共通化していくという意味です。それによって、もっと効率的な質の高い小さい仕組みにしていける。そういう視点が、私は、なくてはならないだろうと思っています。

いろいろお話ししましたが、生活の質を上げながら、生活者の視点で質を高めながら、とにかくいろんな意味で地域をうまく小さくしていくということが問われるだろうと思います。

そういった地域の設計を自分たちの責任でやっていくときに、最近、自治体の職員も学歴が上がってきましたので、まちづくり方針を決めるのに、まず地域分析を綿密にやるんですね。いま言ったような人口推計も当然ですが、産業動向とか、介護や社会保障がどうなっていくとか、地域の緻密な分析をまずやるわけです。その結果、私たちの地域のまちづくりの方針はこういう方針でなければいけない、こういう方針が正しい、という正解を見つけ、それでやっていくという発想になりがちです。そういう傾向が結構あるんですよ。

だけど私は、決してまちづくりというのは、エリートの分析から始まらないと思っています。まちづくりというのは、一人一人の思い、一人一人の住民が、私はこんな生き方をしたい、こんな生活をしたい、こうやって暮らしたい、だからこんなまちにしたいと思う、そういう一人一人の思いから出発すると思うんですね。

ただ、思いだけでは何も実現しませんから、それをちゃんと実現していくためには客観的な、科学的な分析が必要なんですよ。それはとても大事です。ただし、その分析から始まるわけではないと思います。

そして、一人一人の思いというのは、みんな違います。みんな思いは違うわけですから、ちゃんとお互いが対話をして、話し合って合意をつくっていく。それがまちづくりの最初の大きな一歩だと思います。

どうもやっぱり、受験勉強に慣れてきた人たちは、特に受験勉強を勝ち抜いてきた人たちは、

何事にも正解があると思いがちです。まちづくりにも正解がある。正しい分析をして、その正解を見つけた人が優れた人で、そういう人が引っ張っていけばいい、そういう人についていけばいい、という発想をしがちです。でも、まちづくりに正解なんか、決してないと思います。私たちの外に正解があるのではなくて、私たちの想いから出発して、私たちが対話をして、私たちが合意をつくり出すんです。それでまちづくりをやっていくのであって、外にある正解を見つけるという話ではないと思います。

じゃあ、そういう合意はどうやってつくるのか。さっき言いましたように、明日、総選挙ですが、国で決定をするのは、国民の意見を聞きながら決定するにしても、決定するのは国会であったり、行政にかかわるものは内閣だったり、各省庁だったりしますよね。国民が直接決定するわけではない。基本的には、私たちが選挙で選んだ代表者が決定をします。

でも、自治体も同じかということ、違うんですよね。自治体も選挙で市長を選んだり、議会を選んだりします。では、自治体の決定をするのは市長や議会だけですかということ、それは違います。ふだんは市長や議会が決定しているかもしれない。だけど、肝心なときは、本当に大事なものは、市民が直接決定するというのが自治体の仕組みです。

大事なことは市民が決める

簡単にですが、その制度の違いを見てみると、一つは、首長。国の首長は憲法上、内閣総理大臣です。内閣総理大臣を国民は決定しませんよね。選出を国会に委ねます。だけど自治体の場合は、市長を決めるのを市議会に委ねません。市民が直接、選出します。

さらに国の場合は、国会議員を選挙で選んだら、この国会議員はだめだと後から思ったって、リコールする仕組みはありませんよね。あるいは、国会が国民の意思に反して決めた、こんな国会は許せないから国民の手で国会を解散させる、という仕組みはありませんよね。次の選挙でかえるしかない。でも自治体の場合は、選んだ市長がだめだったと思ったら、任期途中で、これは有権者の原則3分の1で請求をし、住民投票をして決めるんですけれども、途中で市長の首を切ることができる。リコールすることができる。同じ手続で、議会を解散させることができます。個々の議員をリコールすることもできます。

あまりいい話じゃないのに例に出して申し訳ないですが、千葉県では銚子市の市長が、市民から首になったことがあります。銚子市立病院を充実させると言って選挙に出て、前の市長を破って新しい市長になったけれども、市長になってみたら市の財政は予想以上に厳しかった。病院の赤字はどんどん膨らんでいく。とても赤字の補てんをしていられないと言って、病院を閉じてしまったんです。そうしたら市民は怒った。あなたは前の市長より病院を充実させると約束して市長になったはずでしょうと。病院を閉じるのは市民の意思とは違うということで、市長を首にしました。

それから議会の解散で最近いちばん有名になったのは、名古屋の市議会でしょうかね。市民から解散させられました。国民は国会を解散させる権利は持っていないけど、市民は市議会を解散させる権利を持っているわけです。

それから、法律。日本にこういう法律が必要なんだけど、内閣も法案を出そうとしないし、国会も議員立法しない。しょうがないから国民が法案をつくって国会に出す、という手続はあ

りません。けれども自治体ですと、うちの市にこういう条例が必要なのに、市長は条例案を提案しようとしないうし、議員立法も市議会はしてくれそうにない。しょうがないから市民の私たちが条例案をつくって、1条何々、2条何々と、私たちが条例案をつくって、今度は有権者の50分の1の署名で、市長を通して議会に提案する。市民が条例案をつくって議会に提案するということができるわけです。

我孫子市は、そうやって市民の直接請求で制定した条例を持っています。手賀沼の水質浄化のために石けん利用を推進する条例です。そういう条例案を、市民自らがつくって正式に出せるのです。

それから、国のどこかの省庁が違法な無駄遣いをしていると国民が思ったからといって、会計検査院に強制的に検査をさせるという仕組みはありません。世論でおかしいと声を出すしかないんです。けれども、自分の住む市の市役所が違法な無駄遣いをしていると思ったら、今度は市民1人で住民監査請求をして、市の監査委員に強制的に監査させることができます。住民監査請求をして監査委員を強制的に動かすことができます。それで一応、監査委員が監査したけど、それだけではちゃんと是正されなかった、甘い監査だと思ったら、今度は訴訟に訴えることができます。住民訴訟を起こせます。

国の場合は訴訟もできません。もちろん国の行為で自分自身が被害を受けたら、被害者として国を訴えることはできますけれども、私は直接は1円も損していないけど、〇〇省が違法な無駄遣いをしているのは、私の税金を違法に使っているということだから、納税者として国を訴えるということはいけません。でも、自治体の場合だったら、住民監査請求による監査で十分是正されなければ、今度は、私は1円も損していないけど、市役所が違法な無駄遣いをしているのは私の市民税を違法に無駄遣いしているということだから、納税者として市長を訴える、市役所を訴えるということができるわけです。これも直接参政権の一つだというふうに捉えられています。

それから、住民投票で直接決定するという仕組みもあります。私は合併推進の立場ではありませんけれども、仮に、市民が合併をしたほうがいいと思っているのに、合併の法的な手続の一つである法定合併協議会の設置を議会が否決してしまったというときは、一定の要件のもとですが、6分の1の有権者の請求で住民投票をやって、住民投票の結果、過半数が法定合併協議会を設置すべきだとなったら、「設置する」が自治体の決定になります。議会の決定ではなくて、住民投票の結果が自治体の決定になるんです。議会の意思と違う決定を、市民自身が直接することができるんですね。

それから、我孫子市は常設型の住民投票条例を持っています。8分の1の市民が請求したら、必ずそのテーマで住民投票をやらなければいけないという条例です。市長がどんなに住民投票をやりたくない、議会が必要ないと思っても、8分の1の市民が請求したら、必ず住民投票をやる。その結果が市長や議会の意思と食い違っていたら、市長や議会は自らの意思を改めて、住民投票の結果を尊重して決定しないといけないという義務づけをしています。そういった仕組みも、条例を制定すれば取り得ます。

前に言ったように、国は、主権者である我々が選んだ国会における代表者が決定をするという仕組みですけども、自治体は、私たちが選んだ市長と議会だけが決定するのではなくて、普

段はそうかもしれないけど、いざとなったら、あるいは大事なことは、市民が直接決定しますよという仕組みなんですね。市長や議会を、市民が強制的に動かしますよと。市議会が決めた内容と違う決定を、市民自身が正式にやりますよということなんです。

国の場合は、国会や内閣に基本的には委ねます。もちろん、お任せ民主主義でいいと言っているわけでは決してありません。代表者を選んだ後も、私たちはちゃんと関心を持って、おかしければ批判する。あるいは、ちゃんと要求をする、提言するということはやらないといけません。国会や内閣が決めたことを国民が強制的に変更させるとか、別の決定をするということはありません。けれども自治体は、市民が自ら大事なことは決めるということです。

だからこそ、地域において、自治体において、市民自身をもっともっと力をつけないといけないと思うのです。一言で言えば、自治の力をつけないといけないと思います。自治の力というのは、私は、違う意見の市民同士、違う利害を持つ市民同士がちゃんと対話をして、自分たちで合意をつくり出す力だと思っています。これは言うのは簡単ですが、実際はむちゃくちゃに難しいんですね。

私が市長のとき、まちづくりの中で、そういう素晴らしい市民の対話はたくさん生まれました。たくさん生まれましたけれども、でもまだ全体として見れば、意見が違う市民同士は、話し合うどころか、むしろ話し合いを避けます。避けてどうするかというと、それぞれが市役所に行って、あるいは議会に行って、私の要求どおり、私の利益に沿って行政が動け、議会が決めろと要求する。こういうケースのほうが、全体から見れば圧倒的に多いです。

でも、ここにとどまっていたら、どんなに市民参加を進めたって、参加した先でそれぞれの市民がそれぞれに自分の要求をしているだけなら、永遠に陳情政治だと思うんです。いつまでたっても官が威張っていますよ。私たちが主権者なのに、いつまでたったって官が威張っていますよ。だって、それはそうですよね。市民のいろんな意見を聞いて、それをジャッジするのは、決定するのは、官の側。だったら、官が威張っていますよ。

違う意見の市民が、違う利害を持つ市民が、自分たちで話し合って、自分たちで合意をつくり出す。自分たちで合意をつくり出してこそ、その合意で市長や議会や行政を動かせるんだと思います。この力をつけたいと思うのです。行政のほうでいえば、そういう市民のいい対話をコーディネートする力を持たないといけません。けれども、これもまだまだ、行政の力として不足しているし、経験自体が不足していると思います。

これは机の上の研修で身につく力ではありません。実際のまちづくりの中で、市民と行政がいろんなことを一緒にやって、いっぱい失敗をし、いっぱい混乱をし、いろんな試行錯誤をしながら、実践の中で身につけていくしかないと思います。

きちんと対話をしていくということは、私たち一人一人の生き方とか、そういった問題にも実はものすごく深くかかわると思うのですが、同時にやっぱり、対話の仕組みをつくることも大事ですね。そういう対話をちゃんとできる社会的な仕組みも大事だと思います。

例えば、我孫子市。私が市長の時代、市役所が民間に出す補助金は、平均して年間7億から8億円ありましたけれども、3年に1度、全部廃止することにしたんです。廃止したうえで、改めて補助金をもらいたいという団体を公募して、応募があったものを市民の委員会で審査して、その結果に基づいて全て新しい補助金として出すという仕組みにしました。何でこうした

かという、どうも補助金って、1回もらうと既得権になりやすいんですよね。だから30年ぐらいもらい続けているという団体も結構あったりした。

最初に言ったように、どんどん右肩上がりでパイが大きくなる時代は、大きくなったパイの中で、新しい団体にも補助金を出せたけど、今はもうそういう時代ではなくて、現状維持がやっと。むしろ全体の総額は小さくしないといけないという時代に、既得権でもらっている人がもらい続けたら、新しい人はもらえないということです。でも、新しい活動の中には、時代を先取りするような、本当に財政的にも支援して、もっと伸びてほしいなと思う活動もたくさんあるんです。でも、そういうところから補助金が欲しい、もらいたいという要望を受けても、残念ながら予算がないと言って断るしかない。

そんな状況であったので、一回、既得権を全部なくさないといけないと考えたんです。確実に全部なくすには一回全部廃止しようということで、「1999年で今までの補助金は全部廃止です」という宣言をしました。そして「2000年からは全部新しい補助金なので応募してください」と。それを市民審査しました。これによって、既得権でもらっていたところは全部整理できたと思います。なくすことができた。一方で、新しい補助団体がたくさん生まれました。でも、新しい補助団体が新しい既得権を持ったなら何にもならないので、また最長3年で廃止ですよ、ということを繰り返しています。

これは、市民の税金を財源にした補助金をいったいどこに出せば本当に市民の幸せになるのか、良いまちづくりになるのか、オープンな場で行政と市民が議論して決定できるようにしよう、市民同士も議論できるようにしようという仕組みだと思います。

地域を小さくしていくというのは、決して、ただ切るという話ではありません。質を高めながら小さくしていくということは、新しく創り出す、再構築していくということです。単純に切るということではありません。ただ、どうしてもやっぱり、既得権で続いているようなものに対しては、切るという場面も絶対に出てきます。

既得権を切るときに、その既得権を持っている人とだけ、その既得権についてのみ議論したら、まあ、絶対にとは言わないけど、ほとんど合意はできないですよ。ね。「あなたの団体は30年も補助金をもらい続けて、時代も大分変わったから、もうそろそろ補助金をなくしてもいいですよ」とその団体に相談しても、「いや、それは違う、時代が変わっても変わらない必要性があるんだ」とか、「こういうことも私たちは新たに始めているんだ」とか、まず合意には至らない。

でも、補助金なら補助金全体の構造を市民全体に明らかにして、より多くの人たちと話すと、既得権を持った人も含めて合意をつくれる可能性が出てきます。もちろんこれも簡単ではありません。ものすごく困難を伴いますけども、でも、全てオープンにして、より多くの人と話すと、合意をつくれる。既得権を持っている人も含めて合意を形成できるということはあるんですよ。それが、私は改革の原動力になると思います。そういったオープンな対話の場をちゃんとつくっていかなければならないと思います。

生活者の側から考える

ところで、私たちがこれからやらないといけないことの一つは、「経済成長＝国民の幸せ」

という公式を、もう一度、地域の中で見直していくことだと思います。経済成長こそが国民の幸せ、国民の豊かさ、私たちの幸せ、という公式を、地域の生活の中で生活者としてちゃんと見直していくということが必要です。

もう一つは、行政とくに国の行政というのは、事業者側から見ていろんな施策を行うというのが大半でした。最終の目的は国民の利益、国民の幸せですけれども、事業者を育てることによって、産業を育てることによって国民を豊かにする。あるいは、事業者を健全にすることによって消費者の被害を防ぐというように、多くは事業者サイドからやってきたんです。

自治体の行政というのは、本来は生活者サイドからやらないといけないのですが、どうも中央集権というか、国への依存構造が非常に強くて、自治体行政も国に引っ張られてきた。そういう事業者サイドからの行政に引っ張られてきた感があります。それを変えていく。生活者、消費者の利益はどうかをまず考え、その実現のためには事業者がどうであるのかがいいか、市場がどうであるのかがいいかを考える。その結果として、消費者の安全・安心を実現する質の高い市場ができれば、それは経済の健全な発展につながり、総合的な国民の利益になる。出発点とベクトルを逆にして考えて、取り組んでいくことが必要だと思います。

こうした行政への転換のため、消費者庁は生まれました。さらに、その消費者庁の中に10月1日、「消費者事故調」とも言われていますが、消費者安全調査委員会がスタートしました。それがどういうものなのか、その視点は何か——ということは、小熊さんから話ししていただきたいと思います。その後、またちょっと私のほうでお話しさせていただきます。

では小熊さん、よろしくお願いします。

●消費者安全調査委員会の発足

小熊智子（消費者庁 消費者安全課事故調査室 課長補佐一総括担当） はじめまして。ご紹介いただきました、異物である小熊です。すみません。今日は初めてなので、お聞き苦しい点もあるかと思いますが、一生懸命お話しさせていただきますので、よろしくお願いします。

消費者安全調査委員会が10月1日に立ち上がりました。これは一体、何をしているところなのだろうかという話をさせていただきます。消費者事故の中の生命・身体分野について、その事故の原因を究明して、事故の再発・拡大防止につなげていくという組織の話です。

消費者事故って皆さんわかりますか。消費者事故というのは、製品、食品、施設、役務、いろんな分野にわたっています。例えば、コンセントから火が出て火事が起きたときに、コンセントに問題があったのか、それとも、何か使い方に問題があって火が出たのかとか調べたりするのですが、これも消費者事故だったりするんです。

私はとても消費者事故によく遭っています。驚くぐらいに。小さいころ、父親の自転車に幼児用座席がありまして、その自転車に乗っていたときのことです。子どもって落ちつきがないんです。特に私は落ちつきのない子どもだったので。父親が自転車のペダルを踏んで、こいでいるんですけども、私も自分で自転車をこいでいる気になりたいものですから、足をぶらぶら、ぶらぶらさせたりするんですね。そうすると、届かないはずの車輪に、いつの日かこう、足が届いちゃったんです。子どもは成長するので、いつの間にか足が車輪に届いて、車輪の中に足が入って、ガガガガガッともものすごい音を立てて、スポークを7本も折って、病院に担ぎ込

まれて、大変でした。それも消費者事故なんです。

世の中にはさまざまな消費者事故があります。恐らく、ここにいらっしゃる皆さんも、ほとんどの方々が消費者事故に遭われているのではないかと思います。お気づきになっていないかもしれないですけども、食中毒もそうですし、製品や施設で怪我をしたりする、消費者事故とはそういったことも含まれます。

消費者安全調査委員会というのは、そういう消費者事故の原

因を究明して事故の再発・拡大防止をする組織です。10月1日に発足して、10月3日に第1回会合が開催されました。そこで委員長の互選があり、失敗学を推奨されている畑村洋太郎先生が委員長になりました。畑村委員長をヘッドにして、計7名の専門家の方々に委員になっていただいております。

その方々に集まっていただいて、これまで10月3日、11月6日と12月4日、合計3回開催されました。11月6日の第2回会合では、原因究明の事故調査をする5つの事案が選定されました。こういった基準で事案が選定されたのかというと、消費者庁にはたくさんの事故が通知されます。さっきの Consent から火災の事故とか、そういうものも通知をされてきます。その他に消費者安全調査委員会には、申出制度というのがあって、資料を配らせていただいているのでその資料をご覧になっていただければと思いますが、申出のあった事故の中から、エレベーターの事故とかエスカレーターの事故など5つの事故が選定されました。

さあ、それではそのエレベーターの事故は、なぜ選ばれたのだろうか。皆さん、なぜ選ばれたかわかりますか。事故を選定するに当たっては、選定指針というのがあるんです。公共性はどうだろうか。被害の程度はどうだろうか。単一事故の規模はどうだろうか。多発性はどうだろうか。回避可能性はどうだろうか。要配慮者に集中しているか、集中していないか、そういう観点で見えていきます。

このエレベーターの事故は、平成18年に、高校生がご自宅のマンションでエレベーターから降りようとしたところ、エレベーターが突然、戸が開いたまま上がってしまったんです。その高校生はエレベーターに挟まれてしまい、救助されましたが結果的に亡くなってしまったという、すごく悲しい、痛ましい事故がございました。

そういった事故がございました。その事故の原因は一体何なのだろうか。もちろん、警察は捜査しています。国土交通省も調査しています。ただ、まだ本当のところの原因が明らかになっていない。その事故の原因を究明してもらいたいと、被害者の高校生のご遺族のお母様が



消費者庁 小熊智子さん

ら申し出がございました。

その事故の原因を究明する？ だって警察が捜査してるじゃないか。国土交通省も、エレベーターに問題があるかどうかチェックしているんじゃないの？ それでエレベーターのブレーキがきかなかったから、戸開走行事故を防止するため、ブレーキの故障等により戸開走行が起きた場合にも、ブレーキがきくように二重ブレーキがかかるようにする。そうすればもう事故はなくなるんじゃないかと、国土交通省が21年9月に新設のエレベーターについては戸開走行保護装置設置義務付けの措置をしたのでは？

ところが、ついこの間、金沢で同じような戸開走行のエレベーター事故が起きてしまいました。さてこれは、あのときに措置をしたのにどうして起きてしまったのだろうかということですよ。18年にお子さんが亡くなられたときの事故は、自宅のマンションだったので一般の方々が使うエレベーターですが、金沢の事故は、従業員さんが使う業務用エレベーターでした。従業員さんが使う業務用エレベーターは基準が異なっているので18年の事故とはまた少し違うので全く同じではないのですが、戸開走行をしてしまったという点では同じ問題です。人がまだ乗っていない、乗ろうとまたいでいるときとか、乗り降りするときがとても危険だと思いますが、金沢の事故は乗ろうとしたときにエレベーターの戸が開いたまま走行してエレベーターに挟まってしまい、結果的にその金沢の方も亡くなってしまった。

これは何か問題があるのではないかと。何に問題があるのかというのを、やっぱり原因を追及しなくてはいけない。警察は捜査をしています。国土交通省は調査をしています。でも原因がわからない。皆さん、何が違うと思いますか。警察の捜査と、事故原因を追及する機関の調査は何が違うか。国交省の調査、調査委員会の調査。

警察は、誰が悪かったんですか、これは一体誰の責任なんですかという、刑事責任を追及することをするのが刑事捜査になります。業を所管している諸官庁は事業者が法律や安全基準などのルールを守っていたのかなど、事業者の問題がないか、是正・指導するところがないかを調査します。我々調査委員会が行う調査は、誰が悪かったのかとか、どこの事業者が悪かったのかとか責任を追及することではありません。なぜその事故が起きてしまったのか、起きてしまった事故の原因を究明し、被害の拡大・再発防止をすることが目的です。

責任追及ではなく、再発防止が目的

事故の原因を究明するというのはとても難しいことです。専門家の方々がたくさん集まって、今までも捜査や調査をしています。でも、誰が悪いのかという責任を追及すると、やはり口をつぐんでしまうこともあると思いますので、我々調査委員会の調査は、決して責任追及をしない、責任を問わないということです。

菊池先生のお話にもありましたが、重要なことは、問題の現状を把握すること、それから事実を正確に認識すること。これは本当に世の中のことで大事なことだと、私も今日、先生のお話を聞いて改めて思いました。それは事故調査でも同じです。現状をとにかく把握して、なぜ、どういうふうに事故が起きてしまったのか、起きないようにどうしたらいいのかということを考えていくということです。

事故調査はとても難しいことなので、専門性を持っている方の知見が必要です。そこで、専

門委員の方々にこの事故調査の原因究明に携わっていただきます。エレベーターの事故だったら、工学の先生が必要になります。でも、工学面だけで事故の原因が全部わかりますかという、工学だけではわからないこともあります。人間行動特性、そのときの人間の行動はどうだったのか？ 保守点検はきちんと行われていたのかなど、事故の背景、ヒューマンファクターも関係します。そのときの人間の行動、どういうふうに行動したのか。そのときにどうやって乗ったんだろうかと。機械・設備に合った保守点検が行われていたら、事故は起きなかったのかとか。

エレベーターの話とは違いますが、エステとか、美容医療などで事故が起きた場合、医学的、薬学的な知識がないと原因がわからない、つかめないのも、そういう専門性の高い先生に専門委員になっていただいて、事故調査をしていただきます。事故原因の調査にはそれぞれの分野の専門知識が必要なので、それぞれの事故調査に必要な専門家の方々に協力していただきます。

エレベーターの事故が選ばれたというのは、最近、たて続けに事故が起きているのではない、多発性があるのではない、ということや公共性があること。皆さんが毎日生活しているなかでエレベーターを利用することは多いのではないのでしょうか。そういった消費生活の中で起きている出来事なので、これは公共性が高いというようなことになります。回避可能性も、自分で避けられる事故もありますが、これは回避できない事故ですね。

例えば、今は冬ですから、石油ストーブを使っている方がいらっしゃるかもしれませんが、石油ストーブを使うときに、灯油がなくなればもちろん給油しますよね。給油をするときに、ちゃんと石油ストーブの火を消してから、皆さん給油していらっしゃいますか。給油をするときに、まずちゃんと火を消すこと。それから、給油をする際、タンクに灯油を入れるときに灯油が漏れていないかどうか、ちゃんと確認すること。そして、ふたをちゃんと閉めているかどうか、これも確認すること。火もついていない。ふたもしっかり閉めていると確認してからカシャッと給油タンクをストーブにセットすれば、事故は起きない。

ところが、火をつけたまま、ふたも何だかちょっと中途半端で閉まってない。その閉まってない状態で給油をすれば、タンクを入れるときに灯油が漏れてポツと火が出る。これは、注意して給油していれば事故は回避できるわけですがそれでも注意していなかったという、使い方にも問題があるということで、回避可能性がある事故です。

要配慮者に集中しているかどうかというのは、これは別にエレベーターの事故は高齢者や子ども、障害者に集中しているわけでもないということで、そこは該当していません。

その選定の指針の1つだけ該当していれば、調査してもらえるのか。2つ該当していたら調査してもらえるのか。公共性だけあればいいのか、多発性だけあればいいのかということではなくて、被害の程度が重篤だったのかなど、いろいろな要素を総合的に考慮して、事故調査をするかどうか調査委員会が判断し選定します。

例えば、単に手を切ってしまいましたという事故が100件あるのと、お亡くなりになってしまうような、あるいは後遺症が残ってしまっただけでそのままずっと寝たきりの状態になってしまうような、そういう重篤な事故に遭われるようなことがある場合には、やはりそれは重篤な被害の事故防止を重視していかなければいけないわけです。

申出制度もその一つですが、消費者庁には、本当にたくさんの事故情報が寄せられてきます。消費者安全法、消費生活用製品安全法、申出、報道など。全ての事故について調査できればよいかもしれませんが、予算も人材も限られています。ですから、これらのたくさんの情報の中から選定指針に照らして、どの事故を調査するかを調査委員会が選んで、調査をしていきます。

先ほどはエレベーターの事故の話でしたが、次はもう一つ。エスカレーター事故も選定されました。それは汐留駅付近のビルで、男性が飲食店を出られた後で、飲食店の前の吹き抜けのところのエスカレーターの2階から1階に落ちてしまった事故です。なぜそんな事故が起きてしまったのか。国土交通省も警察も調べました。国土交通省は、エスカレーターの構造、メンテナンスなどの問題による事故と判断する理由がない。警察は事件性はありません。ご遺族は、違う、息子はエスカレーターの手すりのベルトに引き込まれて転落したんだと。ベルトに引き込まれて亡くなったのに、何で捜査してくれないんだ、何で調査してくれないんだと、ご遺族のお父様が申し出をされました。消費者安全調査委員会が公共性、被害の程度などの要素を総合的に考えて事故調査をすることになりました。

皆さん、毎日とは言わないかもしれませんが、たくさんの方がエスカレーターを使われると思います。そのエスカレーターの安全性が本当に安全なのか、大丈夫なのかというところを調査するのは国土交通省です。

これは私見ですけど、エスカレーターとお店の距離が、例えば2メートルだったとして、お店から出てきてエスカレーターまで歩いてきました。エスカレーターがそこにあるということのをちゃんと認識していれば起こらなかった事故かもしれない。例えば、距離の問題かもしれない。これがもうちょっと3メートル、4メートル離れていれば、エスカレーターが後ろにあることを認識して事故に遭わなかったかもしれない。あるいは、何か注意表示がそこにあれば、事故に遭わなかったかもしれない。何かエスカレーターの前に誘導柵のようなガードがあれば。何か転落を防ぐものがあれば、もしかしたら事故に遭わなかったかもしれないということもあるのではないかと。

あるいは、これも私見ですが、もしも起きてしまったとしても、エスカレーターの上の2階から1階まで落ちる前に、下に、例えば、見てくれは悪いかもしれませんが網を張っておくとか、そういうセーフティーネットみたいなものがあれば、もしかしたら、死亡されるような、とても悲しい事故にはならなかったかもしれない。

何ができるのかわからないのですが、とにかく大きな事故を減らしたい。同じようなそういう悲しい事故が起きないように、事故の再発・拡大防止をするということが消費者安全調査委員会の目的になります。一つでも多くの事故を調査して、一つでも痛ましい事故を減らせるように頑張っていかなければいけない組織だと思っています。

さて、調査委員会は国会に法案を提出して、可決・成立してできたのですが、こういった流れでこの調査委員会ができたか。もともと消費者庁をつくったときに、事故調査機関が必要だよねという議論がありました。ところが、消費者庁をつくる時、政権交代の直前だったこともあり、とにかく一刻も早く消費者庁をつくるということで、事故調査機関の整備ができないまま、消費者庁ができました。

消費者庁が平成21年9月に設立。でも事故調査機関ができていないから、事故調査機関をつくらなきゃいけないんじゃないの？ その宿題をちゃんとやらなくてはいけない、課題に応えないといけないねと。それで平成22年の8月から平成23年の5月まで、有識者の方々に集まっていたいて、事故調査の在り方に関する検討会で議論をしていただきました。その検討会の議論の内容をもとに法案をつくって、平成24年の2月に法案を国会に提出しました。

ところが、今度はまた政局のあおりを受けてしまって、国会で審議されたのが平成24年の8月です。8月に審議されて、8月29日に国会で可決・成立。しかし、消費者安全調査委員会とは10月の1日に発足させなければいけない。たったの1カ月というものすごい短い準備期間でした。まだ全然準備が整っていない状況でスタートすることになりました。調査委員会の事務局を担う事故調査室の室員も21名でスタートする予定でしたが、結局、21名は集まらず、13名でスタートしました。

ただ、人が少ないからやらなくていいとか、できませんということではなくて、人が少なからうと何だろうと、やるんです。

ですから、そういった状況の中で毎日奮闘していて、正直、自分も消費者事故にとってもよく遭う人なので事故を減らしたいと常に考えています。周りの人に聞いてみると、あまり消費者事故に遭ったことがないという方もいますが、国民の皆さんも多分、一度ぐらひは消費者事故に遭っているのではないかと思いますので、本当に消費者の皆さん、国民の皆さんたちが事故に遭わないかどうか、どうしたらより安全になるか、そういうことを常に検証していきたい。

業を所管している各省庁は、物—食品、製品、施設などが悪くなかったのか、基準を満たしているかという調査をしますが、消費者庁は、物だけをみて判断するのではなく、警察のように誰かの責任を追及するものでもありません。誰が悪かったのかということではなく、なぜ事故が起きて、何が悪かったから事故が起きてしまったのか、どうしたら改善できるのか、どうしたらこのような事故が再発しないようにできるのか。また、もしも事故が起きてしまったとしても、重篤なものではない、軽症で済むようにするためにはどうしたらいいのかということ、力を尽くしてやっていきたいと思っています。

すみません、なかなか、ちょっとわかりづらい説明だったかなと思いますが、申しわけありません。今日はどうもありがとうございます。そろそろお時間ですので福嶋先生にバトンタッチさせていただきます。(拍手)

福嶋 ではもう一度バトンタッチを受けてお話しします。実は小熊さん、こういう場で講演するのは初めてなんですね。説明能力はとても高い人です。私が長官のときは秘書というよりも実質の補佐官をやってもらっていましたので、ずっと一緒に行動していたんですが、ふだん法律文を書いている官僚が作成した国民向けの文書を見て、こんな文章で分かるはずないだろう、こんなことで普通の国民に理解してもらえないだろうと、いつも2人で怒り狂っていたんです。だから、普通の人の立場に立って考え、説明する能力はとてもあるんです。でもやっぱり、初めて講演するというのは大変だと思いますけど、とてもわかりやすく話してくれて、お呼びしてよかったなと思っています。ありがとうございました。

今、小熊さんのお話にありましたが、私が長官のとき、2月に国会へ消費者安全法改正の

法案を出したのですが、消費税などをめぐる攻防のあおりを食って、審議されたのが8月になってからでした。8月の末に法案が通ってわずか1カ月しかない中、ばたばたで消費者事故調をスタートさせて。ご本人は言いませんけど、毎日午前2時、3時ですよ。金曜日は翌朝までというような。私の秘書をやってくれていたときも似たようなものだったんですが、それよりは少し楽な仕事に就いてほしいなと思っていたら、全く同じ、あるいはそれ以上なので、倒れてしまわないかなと思って心配しているんですが、とても頑張ってくれている国の職員。官僚とは言わないですよ。官僚組織の中で頑張っている、国の職員です。

普通の生活者と結びつく

小熊さんも話してくれましたけれども、消費者事故調というのは、誰が悪かったのかではなく、何が悪かったのかを明らかにするんだとー。誰が悪かったのかというのは、これはつまり、はじめに私が言った、事業者を適正化して消費者を守るという発想ですよ。警察が捜査する、それぞれ所管の役所が調査するというのは、刑事責任を問う必要があるかどうか、行政処分をする必要があるかどうかという観点で調べているわけです。事業者を適正化して消費者の安全を守るという発想なんです。しかし、それだけでは十分に消費者の安全を、現実を守り切れていないんです。

一応、法律の義務を果たして、事業者として法的な問題がなければ、そこでクリアしちゃう、調査が終わっちゃうということもあり得るわけですよ。だから、事業者を適正化するという枠を超えて、本当にその事故が起こった原因は何だったのか調査する。違法ではなくても事業者のいろんな問題もあるだろうし、あるいは社会の環境だとか、仕組み、制度というところに原因がある場合もあるだろうし、何か一つではなくて複合的な原因があることのほうが、むしろ多いですよ。それを全部解明してこそ、再発の防止につながる。そういう思想で始まったのが消費者事故調だと考えます。

さらに、消費者庁は、本当は消費者一人一人、つまり国民一人一人全部と結びつかないといけないのですが、それが国の役所というのはできないですよ。私も長官時代、消費者団体の幹部の人たちとか、消費者問題を専門にやっている弁護士さんとか、あるいは自治体の消費者相談員さんとか、「私は消費者のために頑張っている」という人たちとはたくさん話をしましたが、生の消費者というか、普通の消費者の人と話す機会というのは、長官の公式の仕事の中ではないのです。個人的にいろいろなアプローチするということはあっても。

だけど消費者事故調というのは、事故が起こってその被害を受けた人、あるいはその家族、周りにいた人たち、普通の消費者の人たちと直接結びつきます。消費者庁にとってその意味は大変大きいと思っています。

また、今まで消費者庁は、仕組みとして専門家集団とちゃんと連携をしていくというところは、ゼロではなかったけれど、制度としてきちっとできていたとは言えないですね。あらゆる問題が起こってきます。でも消費者庁には専門家がいなくて。だから非常に体制が弱かったんですが、消費者事故調でいろんな専門家集団ときちんと連携できる体制が、まだまだつくりかけですけども、本格的に始まった。この消費者事故調の存在はとても重要だと思っています。

普通の生活者と結びつきながら、しっかり消費者の視点、生活者の視点もった行政に転換をしていくということが大きなテーマだと思います。国の消費者行政というのは、様々な省庁がやっているわけです。今もそうなんです。農水省、経産省、いろんなところが消費者行政をやっている。ただ、縦割りでやってきたので、ちゃんと横につなぐ役割を消費者庁が果たすということです。消費者行政は縦割りでできないということで、それを横につないでいくというのが大きな課題で、今、やっているところなんです。

ただ同時に、自治体来ると、さらにトータルな生活者としての視点が必要になります。消費者行政というものの自体が、実は地域では縦割りの一つなんです。生活者の視点というのは、一応レジュメにまとめてありますが、これは後で眺めていただければと思います。

生活者にとって、まずは、自己実現できる働く場というのが、とても大事だと思うんです。もちろん、事業者の一人のスタッフとして働くときに、その事業者が社会に貢献する、社会的責任をきちっと果たすということも重要ですが、ここで言っているのは、一人の人間として、ちゃんと自己実現できる働く場、尊厳を持って働く場、本当に意欲を持って働く場があるかどうかということ。生活者としてとても大事なことだと思います。

これは雇用されて働くことに限りません。そもそも、雇用という言葉自体が、事業者側から見た、企業側から見た言葉です。皆、雇用、雇用と、労働組合も雇用、雇用と言っていますけども、雇用というのは事業者からの発想で、生活者から見れば、雇用される場合も、それ以外でも、働く場なんですね。

それから、生活に必要な収入が得られないといけません。それから、収入が得られても必要なものが購入できない、消費できないのでは困るわけで、ちゃんと生活に必要なものが消費できなければなりません。

これは食品をはじめ衣食住の話に限ったことではなくて、例えば高齢者の方、障害者の方が、自立した、あるいは尊厳を持った生活をしていくために必要なサービスや必要な介護、そういうものを消費できることも不可欠です。それらが適切に提供されるかどうか、消費できるかどうかということが非常に重要です。

さらに消費するときは、自分で判断して、自分で適切な選択をして、商品・サービスを選んで消費できるということも、とても大事になります。さらに、健康な環境が必要だと思います。放射性物質があふれる社会では困るわけで、健康な環境が必要です。

それから、社会につながっているという実感を持てるということも大きいです。そして、やっぱり社会の中で自分の役割があって、みんなに出番があるということは、生活者としてとても大切なことだと思います。認知症が進行している人だって、何か人のために役に立ちたいとか、社会の中で自分の役割を果たしたいという、人間としての欲求は強い。だから、ちゃんと社会の中で役割がある、みんなが出番があるということは、生活者として最も大切であると思います。

消費者行政が担っているのは、こうした中のあくまで一つの側面ですね。国は、消費者行政を省庁の縦割りでやらないで、消費者行政として一元化していくことが課題ですけれども、自治体来れば、地域の中で、さらに生活者としてトータルに捉えてやっていく、消費者行政というもので縦割りにせずに、生活者として総合的に見ていくということが、もう一つ、必要な

んだらうと思います。

そういう生活者の視点で、先ほど言いました「経済成長＝国民の幸せ」という今までの右肩上がりの時代のテーゼを、公式を、もう一度私たちが見直して、そこから私たちの地域社会を構想していきたいなというふうに思います。その時に、対話がとても大事だという話をずっとしていますが、もうちょっと時間があるので、そこに戻って、私が市長時代に体験した話をさせていただきます。とても難しいという話です。

対話を出発点に

戦後60周年の年に、我孫子市は平和事業をやりました。どの自治体でも平和事業をやっていたと思います。どうしても、行政がやる平和事業というと、60年の年ですから60年前の悲惨な戦争の記録を次の世代の子どもたちにきちんと伝えよう、というところで平和事業をやるんですね。それはもちろん、とても大切なことです。我孫子市も60周年の年を契機にして、全部の中学校の代表者を8月の広島か長崎の式典に派遣することにしました。

帰ってきた中学生の報告会に出てみると、本当にいい体験をしてきてくれたというのが分かります。だから、そういうことはとても大切です。大切ですけど、60周年の年って、日本の自衛隊がイラクに行っていました。イラクに自衛隊が派遣されることに対する賛成、反対は両方ありました。けれども、とにかく行っていたんです。私たちの国の自衛隊が武器を持ってイラクに行っているときに、一切そのことに触れずに、60年前の戦争の記録を—ということだけで平和事業をやっているのだからかと、私は疑問に思いました。そこで、市が主催してイラク問題のシンポジウムをやることにしました。

シンポジウムでは、パネリストを3人呼びました。1人は、皆さん覚えておられますかね、日本のいろんな民間機関からボランティアで支援に行っていた人たち3人が、向こうの武装勢力の人質になりました。その中の1人、フォトジャーナリストの郡山さんをパネリストで呼んできました。もう1人は、きくちゆみさんといって、千葉県在住だと思いますが、国際的な平和活動家を呼んできました。それからもう1人は、自衛隊の派遣隊長だった現役の自衛官を呼んできました。初代のひげの隊長は、国会議員にその後なりましたが、2代目の隊長を呼んできました。

3人とも立場は違うというか、特に自衛隊の隊長と、郡山さん、きくちさんは立場が違うわけですね。郡山さんなんか、自衛隊が行っているおかげで人質になって命を失いかけたわけで、自衛隊なんか行かないほうがいいと思っている。きくちさんもそうです。立場がまったく違って、これはコーディネートを誰もやらないというので、私がコーディネーターをやったんですけれども。

郡山さんもきくちさんも、とても喜んでくれました。「自分が公式の場で、自衛隊の幹部ときちっと議論できるような機会があるとは夢にも思っていなかった。こういうことがとても大事だと思う」と評価してくれました。「今日はきちんと自衛隊の幹部と議論できて本当によかった。こういう取り組みが平和につながる」と感想を述べてくれました。自衛隊の元隊長に、これからも意見交換しましょうと言って、電話番号を一生懸命聞いていましたけど、それが成功したかどうかは確認していないんですが。(笑)

一方、自衛隊の元派遣隊長も、本当に真摯に対応してくれました。真剣に議論してくれたんです。その終わった後の感想として「私は郡山さん、きくちさんと意見が違うところはたくさんある。2人に同意できないところはもちろんある。でも今日、郡山さん、きくちさんと議論できたことは、自衛隊幹部としての私の人生にかけがえのない財産になった。本当に来てよかった。呼んでいただいてありがとうございます」と心から言ってくれました。

それから会場の参加者の皆さんにアンケートを書いてもらいましたが、やっぱり、こういう違う意見の人がちゃんと議論することが大事だ、そういう議論を聞いてよかった、という感想を書いてくれました。

ここまでだと、とてもハッピーな話なんです。素晴らしい企画をやったでしょうという話なんです。実は我孫子市で平和運動をやっている人の半分は、一半分というのは正確な意味の半分ではなくて感覚的な半分ですが、この企画に大反対をしました。いかなる理由があろうとも、市の平和事業に自衛隊を呼んでくるのは許せない。我孫子市長はイラク派兵を容認した、と言われました。一部の議員には議会でも追及されました。容認したと言われたって、パネリストの数だと反対の人が2人で、賛成が1人で、何で容認したかよくわからなかったんですが。

それはともかく、私は、いいじゃないですかと。あなたが自衛隊の派遣に反対なのは分かった。あなたは反対でいいでしょうと。私も賛成ではありませんと。だけど、反対でいいけども、自衛隊の責任者として行った人の話をちゃんと聞いて、その上で反対すればいいじゃないですか。そのほうがずっと深い反対になるんじゃないですか、というふうに言ったんですね。

そうしたら返ってきた答えというのは、我孫子市民が自衛隊の隊長の話を聞くと、だまされると言うんです。自衛隊の隊長の話だけ聞くわけではないですよ。あとの2人の話も聞くんですが、自衛隊の隊長の話を聞くと、だまされると言うんですよ。

逆に、よっぽど反対の根拠に自信ないのかなというふうにも疑いましたけども。結局、自分と意見が違う人の話は、自分が聞きたくないだけではなくて、人が聞くのも許さないということです。つまり、自分の意見と対立する人は抹殺の対象だということです。これで武器があると戦争になるんだと思います。戦争の論理ですよ。幸い我孫子には武器はありませんから、戦争にはなりませんでしたが。(笑)

平和の論理というのは、どんなに憎いやつだろうと、どんなに永遠に平行線だと思えても、話し合いを捨てないということ。これが平和の論理です。これは皮肉でも何でもなくて、本当に我孫子であれだけ真面目に平和運動をやっている人の半分以上が、何で戦争の論理なのだろうと、私は愕然としました。

けれどもよくよく考えてみると、どうも私たちは、この問題に限らず、賛成の人は賛成の人だけで集まって「そうだ、そうだ」と言っているし、反対の人は反対の人だけで集まって「許すな！ 断固阻止」と言っている。お互い、顔を見るのも嫌だ、口なんかきくもんか、話すなんてあり得ない、というような感じでやってしまっていないか。そういうことが多いのではないのでしょうか。

今度、千葉県の東葛地域で、脱原発の学者と、原子力を推進してきた学者、両方の人が来て討論するという企画があります。これはとてもいい企画だと思うんです。皆さんぜひ、行かれたらいいと思うんです。そういうことが大切だと思いますが、残念ながら脱原発の活動も、今

言ったような傾向があるのではないかと思います。

消費者庁の庁舎は首相官邸のすぐ後ろなので、毎金曜日、首相官邸が取り巻かれているのを見てきました。私はデモやああいう行動というのは、民主主義にとってとても大切だと思います。ただ、そこからさらに深く考えていくきっかけにならないといけないと思うんですね。

でも、見ていると、もちろん私はちゃんと参加してつぶさに見たわけではなくて、たまたまなんで、だからこれも半分は一だと思いますが、いろんな人が発言しますが、即・原発廃止という以外の発言をすると、やじり倒すというような場面もあります。脱原発でも20年とか10年とかいろんなことを今、政党も言っていますよね。でも、最初から、即廃止以外は一切認めない。これ以外の発言はできない雰囲気にしてしまう。それは違うんじゃないですかとー。私も脱原発は当然だと思いますよ。だけど、その実現にはいろんな課題やいろんな問題が提起されているわけで、ちゃんとそれらを深く考えていきたいと思います。

だけど、行動の中心のメンバーの中には、何かあまり参加者に深く考えてほしくない、とにかく嫌だという単純な思考パターンで大勢集まってほしい、と思っている人たちがいるのではないかという疑いを持ちました。そうではなくて、あの行動をきっかけにしてより深く考え、本当にあそこから、いろんな考えの人との対話を広げてほしいのです。それが、脱原発を進める力になると思うのです。

先ほど言いましたように、そういう対話を生み出していくには、いろんな仕組みも、場も、意識的に私たちがつくっていくということが一つ必要です。だけど同時に、もうちょっと私たちの内面も掘り下げてみる必要があるのではないかと考えていてー。

今日、来ておられる皆さんはそうではないかもしれませんが、私も含めて、親しい人であればあるほど、何か、みんな意見が一致していたほうがいいという観念があって、親しい人と話しているときは、この話題を出したら絶対に意見は対立する、この話題で議論したら互いにぶつかるというような話題は、最初から話題にしない。そしてお互いに「そうだね、そうだね、そうだよ。本当だ」と気分よく言い合えるような話しかしない、ということはありませんか？

親しくない人とかかもしれないけど、いざ議論になると、今度はいかに相手を潰すか、という議論になる。どうしても結論を出さないといけないときは、どこで妥協するか駆け引きになる、というようなことが多いんじゃないですかね。

違う意見の人と話すのが面白くてしかたがない、そこで何か新しい合意が生まれるかもしれないという、わくわくした気持ちーみたいなものを、私たちはあまり日常生活の中で味わっていないんじゃないでしょうか。学校でも、子どもたちにあまりそういう教育をしていないんじゃないでしょうか。だから、私たちの生き方自体も掘り下げてみる必要があるなど。でも、内面だけ掘り下げていてもだめなので、社会的におかしいことはどんどん言って、対話の場を意識的につくっていく。両方やっていく必要があるのではないかと思います。

ということで、最初に言った結論ですが、生活者の視点で社会をつくるというのは、誰かにつくってもらおうということではなくて、生活者である私たち自身が作り出していきたい。対話によって社会的な合意をつくって、私たち自身で作り出していきたいなということを、最後にもう一度申し上げて、とりあえず終わりにします。あとの時間、ご質問、ご意見をいただきながら、深めていけたらいいと思います。

佐藤 どうも福嶋先生、ありがとうございました。(拍手)

それでは会場より、質疑応答に入りたいと思いますので、どなたかおられますでしょうか。

福嶋 小熊さんへの質問も、同時にお願いします。どうぞ。

佐藤 名前と所属をお願いします。

貝塚 私は、公務員を退職して、この大学で4年目になるんですけれども。一つ伺いたいの
は、先生の事業仕分けなどもテレビで見まして、ほかの人に聞いてみたりすると、非常に先生
の事業仕分けのやり方がよかったというような評判で。そういううわさは聞いているので、蓮
舫議員よりはいいんじゃないかと聞いているんですけれども。

長くなっては困るんですけど、現代社会はものすごく社会が発展している。どんどん発展し
て、行政でも立法でも、もう全然間に合わなくなってきているんですよね。そういうところへ
来て、先生のそういうようなお考えが非常に当を得ているというか、そういうことで消費者庁
長官までやられたのなら、なぜ国会議員までやられないのかと、すごく疑問に思うんです。(笑)

先生のそういう歯切れのいい議論を、もっと予算委員会なり、産業経済委員会なりでどんど
んやってもらいたいと私は思っているんですけれども、そういう点、ちょっとご意見というか、
先生のお考えを伺いたいんですが。

福嶋 消費者庁長官を2年やって、痛切に感じたことがあります。それは、本当にこの社会を
変えるには、本当にこの社会をよくするためには、地域から、自治体からやるしかないという
ことです。もちろん、消費者庁は大事なんです。中央政府も大事です。そこで頑張っている
人を、ぜひ応援したいと思います。ただ、本当に変えるにはそれしかないと思いました。

なぜかというのを、ちょっと…ずっと話すと講演のし直しみたいになるので、詳しく話せな
いですが、突き詰めれば、やっぱり国民一人一人、市民一人一人が変わるしかないということ。
その変わるフィールドというのは、地域だ、自治の中だというふうに思ったんです。

もちろん、特に市町村長とか知事が、つまり、ガバナンスを経験した人が国政に行く、国会
議員になるというのは、私はとても重要なことだと思います。それを批判するつもりはまった



消費者行政のこれからを語る福嶋教授と小熊さん

くありません。ただ、市長や知事で国会議員になっている人は結構いますが、こういう言い方をするんですよね。自治体で頑張っていたけど、やっぱり国を変えないかぎり自治体の中では限界があると思ったので、壁にぶち当たったので国会議員になったと。でも、私は逆の感覚を持ちました。私は別に国会議員になったわけではありませんが。国の中でやってみて、やっぱり地域からやらないと、本当には変わらないと思ったんです。

繰り返しですが、大事ですよ、国は。中央政府の中で頑張っている人を、ぜひ応援したいと思うけども、やっぱり私自身は、地域の中でもう一度やっていきたい。もう一度やっていくと言っても、べつに市長になったり知事になったりするという意味ではなくて。(笑) 地域の中で一人の市民として、民間の人間として、いろんなことをやっていきたいし、全国の自治体に私なりのメッセージを伝えていけたらなというふうに思っています。ちょっとご質問の趣旨に沿わないかもしれませんが、私は今、そう思っています。

佐藤 よろしいでしょうか。それでは、小熊先生のほうにご質問のある方はありますか。どうぞ。

荒井 よろしく申し上げます。荒井と申します。とにかく異物の長官、異物の職員が来られて、そういう視点から答えていただけるとありがたいと思います。

消費者行政の組織ですけど、ちょっとさっき触れられていたんですけど、急遽つくられたみたいな話で。消費者庁があって、その前に消費者委員会があって、それから国民生活センターがあって、それで今度は消費者安全調査委員会というのができて、ごちゃごちゃできたなという感じがします。

先ほど福嶋さんも言われていたんですけど、生活者の視点。生活者の視点がない消費者の目というのはあまり意味ないですから、やっぱり生活者の視点というのは大事だと思います。その生活者の視点ということから見たときに、今の消費者行政の仕組み、これがいいんだろうかと、私はとても疑問に思います。

先ほど、事務組織が非常に脆弱ではないかなという感じを受けました。ものすごく大変じゃないかと思いました。それを効率的につくっていくとしたら、これから先の話ですけど、どういうふうにしたらいいのかなと考えておられるでしょうか。

私は、例えば公正取引委員会みたいな形のものにしていったほうがいいんじゃないかなと思っています。そういうふうになるように、生活者が監視すると。頑張れというふうにしていったらいいのではないかなと思っていますんですけど、その辺、異物の職員の方の目でお答えいただければ。それから、福嶋さんをお願いします。

小熊 ご質問ありがとうございます。本当に個人的な意見ですけども、私は、国民生活センター、消費者委員会、消費者庁、消費者安全調査委員会——消費者安全調査委員会は消費者庁の中にあるので、一つの組織として考えていただければと思いますが、それでも三つあります。内閣府に消費者委員会があり、独立行政法人の国民生活センターがあり、消費者庁に消費者安全調査委員会があり、消費者庁は内閣府の外局です。これは二重行政ではないのかと思われそうですよね。国民生活センターは、国民の皆さんに、いろいろな注意喚起をしています。

一言で言えば、全部一緒になった方が良いと思っています。すみません。正直、ずっと思っています。消費者庁の職員も、消費者委員会の職員も、国民生活センターの職員も、みんな国民の皆さんのために、国民の皆さんの生活が安全で、安心して暮らせるように、とにかく一生

懸命頑張っていることは間違いないですね。ただ、そのやり方がちょっとずつ違うわけです。

消費者委員会は、実態として消費者庁を監視するというふうになってしまっています。消費者庁を監視するのではなく、消費者委員会の皆さんには、各省庁がやっていること、政策・施策が消費者の立場に立って考えられているのかどうかを監視していただきたい。消費者からみて適正でないところがあれば、消費者庁と一緒に国民の安全・安心のために何かできるか、一緒に考えて、様々なことに取り組んでいくのが良いのではないかと思います。

国民生活センターに寄せられる消費生活相談の情報、これはすごく大事な情報です。皆さんのちょっとした事故のヒヤリハットの情報から、重大事故の情報まで、たくさん寄せられます。そういう情報も消費者庁で把握して、どうしたら消費者事故を少なくできるのかというようなことを一緒になって考えてやれば、人材、リソース、業務ももっと柔軟に効率的にできるのではないかと。同じ人数でやれることはもっとたくさんあるのではないかと思います。できれば一緒になって、みんなで力を合わせて国民生活の安全・安心を目指してやっていきたいなというふうに、私自身は思っています。すみません、お答えになったでしょうか。(拍手)

福嶋 私も同じです。そういう考え方で2人でやってきましたので。少しつけ加えれば、先ほどちょっと小熊さんの話にありましたが、消費者庁などができたのは、前の政権交代の直前、自民党政権が終わるぎりぎりのときで、逆のねじれだったんですよね。だから今の仕組みというのは、自民党政府案でも民主党案でもないんですよ。足して2で割った変な形が今の消費者庁、消費者委員会という形なんです。

消費者行政の司令塔ということに、消費者庁はなっているんですよね。消費者委員会は一番やりやすいから、一番物を言いやすいから消費者庁を監視しているというところがありますけれども、本来の目的は、消費者庁も監視するけど、ほかの省庁も、いろんな省庁で消費者行政をやっているの、省庁全体を監視する。そういう役割を消費者委員会は持っています。

つまり、消費者庁を司令塔と言いながら、他省庁を監視する機能は別のところが持っているわけです。他省庁を監視する機能を持たずに、何で司令塔なんだと。それから、いろんな専門家による審議会機能も、消費者委員会が持っているんですよ。今回初めて、消費者事故調で、消費者庁自身が本格的に組織的に専門家と連携する仕組みができましたけれども、全体の審議会機能は消費者委員会が持っています。専門家にいろんな審議をしてもらう機能をほかが持っていて、何で司令塔なんだと。

さらに、司令塔である以上はしっかりと消費者と、現場と結びつかないといけないですよ。現場というのは、一つは自治体の消費生活センターです。実は、そこと結びついているのは、独立行政法人国民生活センターなんですよ。消費者庁ではないんですよ。現場と結びついてなくて何で司令塔なんだと。消費者庁が司令塔って、本当は意味がわからないぞ、というのが私の率直な意見です。

だから小熊さんが言ったように、みんな一緒にならないとしようがないでしょうと。だって相手はでっかいんですよ。巨大な省庁全部を相手にしなくてはいけません。あるいは、日本社会全部を相手にしないといけないのに、消費者行政という小さい枠の中で、お互いに牽制し合うとかいって三つに分けて、人材も分けてやっているというのは、全く、外から見ると私は滑稽だと思います。国民の利益に反している。ちゃんと一緒になって力を発揮しないといけないと

思います。基本的には同じことを言っただけですけど。

佐藤 よろしいでしょうか。では、もう1人。

酒井 流山の酒井と申します。消費者庁の所管かどうか、ちょっと自信がないんですけど。経済的詐欺というものが、オレオレ詐欺とか、もうけ話を持って行って高齢者からお金を巻き上げる、これが問題になっていますよね。

これは、まず消費者庁の所管かどうかということ。国民生活センターとかいろいろあるようですが、どこがその所管かということと、事故と違って非常に難しいテーマだとは思いますが、国の役所としてはどういう対応を、今、されているのか。それをちょっと教えていただきたいと思います。

福嶋 ウソのもうけ話などは消費者庁の所管です。実は、消費者事故調を設置した消費者安全法の改正には、中身がもう一つあって、そういう経済的な事案に対する行政措置も新しく入れたんです。今まで、やはり事業者を適正化するという発想で、それぞれやってきているんですよ。例えば、通信販売を適正化するとか、金融商品の販売を適正化するとか、その業を行う者を適正化するというところでやってきた。これだと、必ずすき間が生まれるんですよ。

悪質な商法というのは、すき間を狙ってどんどん消費者をだましていくわけです。だから、業種を問わず、とにかく消費者をだまして、多数の消費者に被害を与えるようなことは全部だめということで、消費者庁が行政措置をとれるようにする。これを、もう一つ、消費者安全法の改正でやったんですね。この施行は、来年（2013年）の4月1日からです。

今までも、もちろんそういう詐欺的な商法などに対して注意喚起をやったり、従来の消費者安全法に基づいて事業者を実名で公表したりということはできていたんですが、具体的な中止勧告とか中止命令は出せませんでした。今回の改正で、横断的に出せるように、来年の4月からなるわけです。ちょっとはしよった説明ですけど、よろしいでしょうか。

佐藤 よろしいでしょうか。時間が参りましたので、質問があるかと思いますが、大変申しわけありませんが、これで終了とさせていただきます。福嶋先生、小熊さん、本当にありがとうございました。お2人にもう一度、大きな拍手をお願いします。（拍手）

福嶋 消費者事故、何かありましたら申し出をどうぞよろしくお願いします。全部調査できるとは限りませんが、ぜひ調査委員会を活用していただけたらと思います。

佐藤 皆様、どうも長い間ありがとうございました。

福嶋 どうもありがとうございました。（拍手）

佐藤 最後に、アンケートをよろしくお願いします。

テレビは、月曜日（12月17日）の朝7時から8時です。千葉テレビでございます。ぜひごらんください。あと、バスは16時30分、16時50分、17時20分にありますので、どうぞお乗りください。4時半のバスにまだ間に合いますので。どうも皆様、お気をつけてお帰りください。本日はどうもありがとうございました。

（終了）